

第3部

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

1	犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）	124
2	犯罪被害者等施策推進会議令（平成17年政令第68号）	127
3	第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）	127
4	第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）の 実施状況の評価（令和2年10月29日犯罪被害者等施策推進会議決定）	163
5	第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定）	167
6	令和3年度犯罪被害者等施策関係予算額等調	206
7	政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況	214
8	公益社団法人全国被害者支援ネットワーク加盟団体一覧	250
9	行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター一覧	253
10	政府・地方公共団体が関与する犯罪被害者等に関する相談先一覧	256
11	刑法犯 罪種別 認知件数の推移（平成28～令和2年）	259
12	特定罪種別 死傷別 被害者数（令和元～2年）	260
13	交通事故発生状況の推移（平成28～令和2年）	262
14	交通事故死者数の月別推移（平成28～令和2年）	262

1. 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

（基本理念）

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を適切に受けることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）のっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念のっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（連携協力）

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（犯罪被害者等基本計画）

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合

的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

（相談及び情報の提供等）

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

（損害賠償の請求についての援助等）

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

（給付金の支給に係る制度の充実等）

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（安全の確保）

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定）

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

（雇用の安定）

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

（刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等）

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の

保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
 - 二 国家公安委員会委員長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

1. 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）
2. 犯罪被害者等施策推進会議令（平成17年政令第68号）
3. 第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）

2. 犯罪被害者等施策推進会議令

（平成17年政令第68号）

（専門委員）

第一条 犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（庶務）

第二条 会議の庶務は、警察庁長官官房教養厚生課において処理する。

（雑則）

第三条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

3. 第3次犯罪被害者等基本計画

（平成28年4月1日閣議決定）

はじめに

平成16年12月の「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）の制定から10年余りが経過した。

基本法は、「犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言いがたいばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった」（基本法前文）との認識の下、「国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならぬ」（基本法前文）として制定された。

基本法に基づき、平成17年12月に犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定。以下「第1次基本計画」という。）、平成23年3月には第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定。以下「第2次基本計画」という。）がそれぞれ策定され、我が国の犯罪被害者等施策は大きく進展した。

例えば、第1次基本計画及び第2次基本計画を通じた重点課題の一つである「損害回復・経済的支援等への取組」に関しては、第1次基本計画下において、犯罪被害給付制度の拡充や損害賠償命令制度の創設等が図られ、第2次基本計画下では、犯罪被害給付制度の更なる拡充が行われたほか、カウンセリング費用の公費負担制度については、国の支援・関与の下での全国展開等を盛り込んだ「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」（平成27年4月2日犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会）が取りまとめられ、同報告書で示された提言を実現していく方向で、一定の改善を図っていくこととなった。

また、「刑事手続への関与拡充への取組」に関し、第1次基本計画の下で導入された被害者参加制度は、第2次基本計画において、被害者参加人に対する旅費等の支給及び被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件の緩和により、一層充実した

制度となった。

「支援等のための体制整備への取組」に関しては、地方公共団体における犯罪被害者等支援体制の整備が促進され、第1次基本計画下で全ての都道府県に犯罪被害者等のための総合的対応窓口が整備された。第2次基本計画下では、市区町村においても窓口の設置が促進され、平成27年4月現在、約90%の市区町村に総合的対応窓口が整備された。

このように、第1次基本計画及び第2次基本計画の下で、犯罪被害者等施策は着実に進展してきた。

しかしながら、第1次基本計画及び第2次基本計画の推進により、犯罪被害者等の抱える問題が全て解決したわけではない。犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等からは、依然、広範囲・多岐にわたる要望意見が寄せられている。

また、犯罪被害者等の属性や被害の類型等によっては、自ら被害を訴えることが困難で、支援の手が十分に行き届いていない犯罪被害者等も存在する。そうした犯罪被害者等の声なき声にも耳を傾けなければならない。

犯罪被害者等は我々の隣人である。そして、社会に生きる我々の誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にある。犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等一人一人に寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要であり、政府、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等が、より一層、相互に連携を図りながら協力し、更なる取組の強化を図っていかなければならない。

そして、このような取組がより実効性を持つためには、国民一人一人が犯罪被害者等の置かれている状況等を理解し、社会全体で犯罪被害者等を支えていく気運の醸成を図ることが重要であり、犯罪被害者等に対する国民の理解の増進と配慮・協力を一層促していく必要がある。

「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第66号）が平成28年4月1日から施行されることに伴い、これまで内閣府が担ってきた犯罪被害者等施策が国家公安委員会（警察庁）に移管されることとなる。犯罪被害者等施策の推進は、政府を挙げて取り組んできた重要政策で

あり、今後は、現場に近いところで犯罪被害者等と密接に関わり各種施策を行っている、国家公安委員会（警察庁）に業務を移管することで、よりきめ細やかな取組を図ることができるといえる。引き続き、関係府省庁の緊密な連携の下、犯罪被害者等施策を強力に推進していく。

今般、第2次基本計画の計画期間が平成27年度末で終了することから、犯罪被害者等の権利利益の保護がより一層図られる社会を目指し、第3次犯罪被害者等基本計画（以下「第3次基本計画」という。）を策定することとする。

I 第3次基本計画の策定方針及び計画期間

1 第3次基本計画の策定方針

第3次基本計画の策定に当たっては、郵送やインターネットを通じて、犯罪被害者等やその支援に携わる者を始め広く国民一般から第2次基本計画の見直しに関する要望意見を募集するとともに、民間の犯罪被害者団体、犯罪被害者等の援助を行う団体等から個別に要望意見を聴取した。その結果、70名・56団体から約350項目の要望意見が寄せられた。そして、その一つ一つを5つの重点課題等に振り分けるとともに、第3次基本計画の策定に向けて重点的に検討すべき論点を抽出し、第3次基本計画に盛り込むべき事項について議論を重ねた。

また、第2次基本計画に盛り込まれている施策については、その充実を図るなどし、引き続き、第3次基本計画に盛り込むべきか否かの観点から検討した。

なお、第3次基本計画における「犯罪被害者等」とは、基本法における定義のとおり、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族を指し、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等を受けた場所その他による限定を一切していない。当然ながら、個別具体の施策の対象については、その施策ごとに、それぞれ適切に設定され、判断されるべきものである。

2 計画期間

第3次基本計画に示された施策については、一定の期間で区切るにより、施策の進捗状況を含め、

犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等を踏まえた適切な見直しを担保する必要があることから、計画期間を平成28年4月1日から平成32年度末までの5か年とする。

II 基本方針

犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、権利利益の保護を図るという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点として、第3次基本計画においても、第1次基本計画及び第2次基本計画と同様、基本法に定める基本理念等を踏まえ、以下の4つの基本方針を設定することとする。

〔4つの基本方針〕

① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること

基本法第3条第1項は、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と規定している。

犯罪被害者等のための施策は、例外的な存在に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえない一員として、犯罪被害者等が当然に保障されるべき権利利益の保護を図るためのものである。施策の実施者は、犯罪被害者等はその尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していることを視点を据え、施策を実施していかなければならない。

② 個々の事情に応じて適切に行われること

基本法第3条第2項は、「犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。」と規定している。

犯罪被害者等のための施策は、個々の犯罪被害者等が直面している困難を打開し、その権利利益の保護を図るために行うものである。施策の実施者は、個々の犯罪被害者等の具体的事情を正確に把握し、その変化にも十分に留意しながら、個々の事情に応じて適切に施策を実施していかなければならない。

そして、性犯罪や児童虐待等の被害に遭ったにもかかわらず、自ら声を上げることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等や、自己が直接の犯

罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が被害に遭ったことなどにより、その心身に悪影響を受けるおそれがある子供等についても、そのニーズを把握し、適切に支援をしていかなければならない。

③ 途切れることなく行われること

基本法第3条第3項は、「犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。」と規定している。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が直面するその時々々の困難を打開することにだけ注目するのではなく、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになることに視点を置いて行うべきである。そのためには、中長期的な視点を持って、犯罪被害者等のためだけに設けられた制度以外の制度や民間の取組等も十分に活用しつつ、犯罪被害者等の生活の再建を支援するという観点が必要である。そして、施策の実施者は、制度や担当機関等が替わっても連続性をもって当該犯罪被害者等に対する支援等が行われるよう、また、犯罪被害者等の誰もが、必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、途切れることのない支援等を実施していかなければならない。

④ 国民の総意を形成しながら展開されること

基本法第6条は、「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。」と規定している。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等がその名誉又は平穏を害されることなく、共に地域で生きていけるよう国民が総意で協力する社会を形成していくという視点を持って実施されなくてはならない。同時に、国民の総意が形成されるよう、犯罪被害者等のための施策の策定・実施は、国民からの信頼を損なわないように適切に行われる必要がある。

III 重点課題

第1次基本計画では、犯罪被害者等及びその支援に携わる者の具体的な要望を踏まえて、大局的な課題として、5つの重点課題を指摘し、これは、第2

次基本計画においても維持された。

第3次基本計画の策定に当たっても、国民一般や犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等から要望意見を聴取するなどしたが、その整理や第3次基本計画に盛り込むべき事項の検討の過程において、第1次基本計画及び第2次基本計画と同様の5つの重点課題が確認された。

したがって、第3次基本計画においても、以下の5つの重点課題を掲げることとする。

なお、個々の施策の実施に当たっては、各課題に対する当該施策の位置付けを明確に認識し、各課題ごとに府省庁の横断的かつ総合的な施策の推進・展開が図られるよう努める必要がある。

〔5つの重点課題〕

① 損害回復・経済的支援等への取組

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった損害に加え、高額な医療費の負担や収入の途絶等により、経済的に困窮することが少なくない。また、自宅が事件現場になったり、加害者から逃れたりするため、住居を移す必要が生じるほか、犯罪等による被害や刑事手続等による負担についての無理解等から、雇用関係の維持に困難を来すことも少なくない。

もとより、犯罪等により犯罪被害者等に生じた損害について、第一義的責任を負うのは加害者である（基本法前文）にもかかわらず、加害者の損害賠償責任が果たされず、十分な賠償が受けられないことに対する不満が犯罪被害者等から寄せられている。さらに、現行の犯罪被害者等に対する経済的支援施策について、犯罪被害者等が負うこととなる様々な経済的負担からすると不十分であるとの指摘もある。このような犯罪被害者等が直面している経済的困難を打開するため、加害者の損害賠償責任の実現に向けた必要な検討を行うとともに、犯罪被害者等のためだけに設けられた制度以外の制度や民間の取組等を十分に活用することも含め、犯罪被害者等の損害を回復し、経済的に支援するための取組等を行わなければならない。

② 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

多くの犯罪被害者等は、生命・身体に重大な被害を受ける。また、当該犯罪等による直接的な精神的・

身体的・財産的被害を受けるにとどまらず、自分自身や家族が犯罪等の対象にされたこと自体から精神的被害を受ける。さらに、再被害ないし再被害を受けることに対する恐怖・不安を抱いたり、捜査・公判、医療、福祉等の過程で配慮に欠ける対応をされたことによっていわゆる二次的被害を受けることもある。このような犯罪被害者等の精神的・身体的被害に対し、これを回復・軽減し、又は防止するための取組を行わなければならない。

③ 刑事手続への関与拡充への取組

犯罪被害者等にとって、事件の正当な解決は、その回復にとって不可欠であり、また、解決に至る過程に関与することは、その精神的被害の回復に資する面もある。もとより、刑事に関する手続や少年保護事件に関する手続は、国家及び社会の秩序維持、個人の人権の保障、少年の健全育成等の考量困難な種々の要請に応えるものでなければならないが、そのことを前提としつつ、「事件の当事者」である犯罪被害者等が、刑事に関する手続や少年保護事件に関する手続に適切に関与できるよう、その機会を拡充する取組を行わなければならない。

④ 支援等のための体制整備への取組

被害直後から様々な困難に直面する犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等の誰もが、望む場所で、必要なときにいつでも、情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられたきめ細やかな支援が受けられるような、継ぎ目のない支援体制を地方公共団体や犯罪被害者等の援助を行う民間の団体とともに構築していく必要がある。特に、犯罪被害者等は、被害直後から、医療・福祉、住宅、雇用など生活全般にわたる支援を必要としている。そして、犯罪被害者等が被害から回復するためには、時に長い時間を要し、その間、犯罪被害者等のニーズは変化する。また、犯罪被害者等が場所的に移動することなどにより、必要な支援の内容も変わり得る。

したがって、犯罪被害者等を中長期的に支援するという視点からの体制整備への取組が行われなければならない。

併せて、犯罪等により被害を受けた際に、その被害の類型等を問わず、国民の誰もが早期に適切な支援を受けられるよう、政府による犯罪被害者等施策のほか、地方公共団体や犯罪被害者等の援助を行う

民間の団体による取組を含め、これらに関する国民の認知度も踏まえつつ、適切にその周知を推進していく必要がある。

⑤ 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組
犯罪被害者等施策が措置されても、国民の理解と協力がなければ、その効果は十分に発揮されない。犯罪被害者等は、地域社会において、配慮され、尊重され、支えられてこそ、平穏な生活を回復できることから、施策の実施と国民の理解・協力は車の両輪である。

したがって、様々な機会を通じて、教育活動や広報啓発活動等による息の長い取組を行い、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等についての国民の理解や共感を深め、犯罪被害者等への配慮と犯罪被害者等のための施策への協力を確保するための取組を行わなければならない。

IV 推進体制

犯罪被害者等施策が全体として効果的・効率的に行われるよう、第3次基本計画においても、第1次基本計画及び第2次基本計画と同様、基本法第7条及び第23条により求められる事項並びに犯罪被害者等施策推進会議の所掌事務に関連して求められる事項について、具体的施策を掲げ、推進体制を整備することとする。

〔基本法により求められる事項〕

- ① 国の行政機関相互の連携・協力
- ② 地方公共団体との連携・協力
- ③ その他様々な関係機関・関係者との連携・協力
- ④ 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映
- ⑤ 施策策定過程の透明性の確保
- ⑥ 施策の実施状況の検証・評価・監視等
- ⑦ フォローアップの実施
- ⑧ 犯罪被害者等基本計画（以下「基本計画」という。）の見直し

〔今後講じていく施策〕

- (1) 国の行政機関相互の連携・協力
ア 犯罪被害者等施策推進会議を活用し、関係府省庁間で重要事項の審議、施策の実施等を行う。

また、関係府省庁等の間での随時の連絡調整をより一層緊密に行い、各種施策と連携した犯罪被害者等施策の総合的な推進を図る。特に、犯罪被害者等施策の内閣府から国家公安委員会（警察庁）への移管に伴い、支障が生ずることがないように、関係府省庁間において、より一層の連携・協力を努める。

イ 犯罪被害者等施策推進会議及び警察庁において、他の政策に係る中長期的方針等に基づく各種施策と連携した犯罪被害者等のための施策の総合的な推進を図る。

(2) 地方公共団体との連携・協力

警察庁において、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議（第4、1（2））等を活用し、地方公共団体との連携・協力を確保し、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえながら施策を推進できるよう、各地方公共団体における窓口部局との間の情報共有等を図る。

(3) その他様々な関係機関・関係者との連携・協力 行政機関以外の国の機関、民間の犯罪被害者団体、犯罪被害者等の援助を行う団体、事業者団体等と連携・協力関係を築きながら犯罪被害者等施策を講ずる。

(4) 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映

警察庁において、関係府省庁からの参加を得て、様々な民間の犯罪被害者団体、犯罪被害者等の援助を行う団体等から、意見を定期的に聴取する機会を設けるとともに、様々な媒体を通じて、意見を受け付ける。

なお、聴取した意見については、関係府省庁において、適切に施策に反映させるよう努める。

(5) 施策策定過程の透明性の確保

警察庁において、犯罪被害者等施策推進会議の議事録等の施策情報について、迅速な公開に努めるとともに、「犯罪被害者等施策」のホームページを犯罪被害者等のための施策に関する情報提供窓口として適切に運用する。

(6) 施策の実施状況の検証・評価・監視等

犯罪被害者等施策推進会議において、基本計画推進による効果、施策の有効性等についての検証・評価を行い、効果的で適切な施策を実施させるとともに、施策の検討・決定・施行の状

況について、適時適切に監視を行う。さらに、検証等の結果を勘案し、必要があると認めるときは、施策の在り方に関し、関係行政機関に意見を述べる。

(7) フォローアップの実施

警察庁において、定期的に必要な調査を実施し、施策の進捗状況を点検するとともに、点検結果に基づき、犯罪被害者等施策推進会議の行う施策の実施状況の監視と連携し、施策の実施の推進を図る。施策の進捗状況の点検においては、定量的に把握することに努め、これが困難な場合もできる限り定性的に把握する。

また、警察庁において、点検結果について、年次報告等を通じて公表する。

(8) 基本計画の必要な見直し

犯罪被害者等施策推進会議において、犯罪被害者等のニーズ、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化や犯罪被害者等施策の実施の進捗状況等を踏まえて、必要に応じ、基本法第8条第5項の規定に基づき、基本計画を見直す。

V 重点課題に係る具体的施策

第1 損害回復・経済的支援等への取組

1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

(1) 日本司法支援センターによる支援

【施策番号1】

ア 日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。【法務省】

【施策番号2】

イ 日本司法支援センターにおいて、弁護士会等と連携して、犯罪被害者支援に精通している弁護士の増加に努め、犯罪被害者等の個別の状況に応じた必要なサービスが提供できるよう、弁護士の紹介態勢の整備に努めるとともに、利用者からの意見や犯罪被害者支援に関する法制度、弁護士会において行われる犯罪被害者支援に関する研修等について、弁護士会等の関係機関と情報交換や協議の場を設けるなどして、弁護士によるサービスの向上

を目指す。【法務省】（再掲：第4、1（43）ア（202））

(2) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実

【施策番号3】

損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介した冊子・パンフレット等について、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分に周知させる。【警察庁、法務省】（再掲：第4、1（40）（198））

(3) 刑事和解等の制度の周知

【施策番号4】

法務省において、刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等現行制度を周知徹底させる。【法務省】

(4) 保険金支払の適正化等

【施策番号5】

ア 一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構における調停、国土交通省による保険会社に対する立入検査、国土交通大臣による適正な支払を行うことの指示等により、自賠責保険金の支払の適正化を図る。【国土交通省】

【施策番号6】

イ 金融庁において、被害者に直接保険金等が支払われる場合も含め、契約に基づく保険金等の支払が適切に行われるように、「保険会社向けの総合的な監督指針」（平成17年8月12日策定）等に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢について検証し、保険会社側に問題があると認められる業務・運営については、適切な対応を行う。【金融庁】

【施策番号7】

ウ 公益財団法人日弁連交通事故相談センターにおける弁護士による自賠責保険に係る自動車事故の損害賠償の支払に関する無料の法律相談・示談斡旋等により、適切な損害賠償が受けられるよう支援を行う。【国土交通省】

【施策番号8】

エ 国土交通省において、ひき逃げや無保険車等の事故による被害者に対しては、政府保障

事業において、本来の加害者に代わって、直接その損害をてん補することにより、適切な支援を行う。【国土交通省】

- (5) 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することが可能である旨の周知

【施策番号9】

法務省において、法令上受刑中の者が作業報奨金を犯罪被害者等に対する損害賠償に充当することが可能である旨を引き続き受刑者に対し周知する。【法務省】

- (6) 暴力団犯罪による被害の回復の支援

【施策番号10】

暴力団犯罪の被害者については、警察において、都道府県暴力追放運動推進センターや各弁護士会の民事介入暴力対策委員会等とも連携しつつ、暴力団犯罪による被害の回復を支援する。

【警察庁】

- (7) 加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査の実施

【施策番号11】

警察庁において、日本弁護士連合会等の協力を得て、債務名義を得ても犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況について実態把握のための調査を行い、その結果に応じて、必要な検討を行う。【警察庁】

2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

- (1) 犯罪被害給付制度に関する検討

【施策番号12】

警察庁において、平成20年度以降拡充してきた犯罪被害給付制度の運用状況等を踏まえつつ、重傷病給付金の支給対象期間等の在り方について「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめに従った取組を進めるとともに、犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方や、若年者の給付金の在り方及び親族間犯罪被害に係る給付金の在り方について、実態調査や他の公的給付制度に関する調査を1年を目途に行い、これらを踏まえ

た検討を速やかに行って、必要な施策を実施する。【警察庁】

- (2) 現行の犯罪被害給付制度の運用改善

【施策番号13】

警察庁において、仮給付制度の効果的な運用その他の犯罪被害給付制度の運用改善、関係職員への同制度の周知徹底、犯罪被害者等への同制度の教示等に関して都道府県警察を指導するとともに、早期の犯罪被害者等給付金の支給に努める。【警察庁】

- (3) 性犯罪被害者の医療費の負担軽減

【施策番号14】

警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、診断書料、性感染症等の経費費用等の公費負担に要する経費を都道府県警察に対し補助するほか、緊急避妊等の公費負担の運用ができる限り全国的に同水準で行われ、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものになるよう、また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含めて各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する。【警察庁】

- (4) カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減

【施策番号15】

「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」において取りまとめられた「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」を踏まえ、警察庁において、各都道府県警察に対し、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるよう指導する。また、同報告書を踏まえ、警察庁及び都道府県警察において、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図るとともに、同制度の周知に努める。【警察庁】

- (5) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置

【施策番号16】

犯罪被害給付制度とは別に、各都道府県警察において、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費を措置する制度を積極的に推進する。【警察庁】

(6) 地方公共団体による見舞金制度等の導入促進

【施策番号17】

警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請するとともに、これらの制度を導入している地方公共団体を犯罪被害者白書に記載する。【警察庁】

(7) 預保納付金の活用

【施策番号18】

金融庁及び財務省において、平成25年度から実施している預保納付金事業について、犯罪被害者等の子供への奨学金を貸与制から給付制に変更するとともに、犯罪被害者等支援団体への助成対象に相談員の育成に必要な費用を追加することとし、平成28年度中を目途にその募集等を開始する。【金融庁、財務省、警察庁】（再掲：第4、3（2）(226)）

(8) 海外での犯罪被害者に対する経済的支援

【施策番号19】

海外での犯罪被害者に対する経済的支援について、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめに従った施策の推進について（平成26年3月26日犯罪被害者等施策推進会議）に沿った取組を推進し、必要な措置を講ずる。【警察庁、外務省】

3 居住の安定（基本法第16条関係）

(1) 公営住宅への優先入居等

【施策番号20】

ア 国土交通省において、地域の実情等を踏まえた地方公共団体による公営住宅への優先入居や目的外使用に係る手続の推進を図るための取組を実施する。【国土交通省】

【施策番号21】

イ 国土交通省において、公営住宅への入居に関して、都道府県営住宅における広域的な対応や市町村も含む地方公共団体相互間における緊密な連携を各地方公共団体へ要請していることについて、会議等の場を活用して周知する。【国土交通省】

【施策番号22】

ウ 公営住宅の管理主体から、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅の借上げ要請があった場合は、柔軟に対応する。【国土交通省】

【施策番号23】

エ 民間賃貸住宅への入居に関して、地方公共団体が関係団体と連携して、円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会を設置し、ホームページや住宅相談会等で必要な情報を提供する等、地域の実情に応じた取組を行っていることから、国土交通省において、このような地域の取組を支援する。【国土交通省】

【施策番号24】

オ 国土交通省において、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を警察庁及び法務省と十分連携して行う。【国土交通省】

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

【施策番号25】

ア 厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の実施について適正な運用に努める。【厚生労働省】（再掲：第2、2（8）ア（85））

【施策番号26】

イ 厚生労働省において、「少子化社会対策大綱」（平成27年3月20日閣議決定）により、平成31年度末までに、個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善を実施する。【厚生労働省】（再掲：第2、2（8）イ（86））

【施策番号27】

ウ 厚生労働省において、婦人相談所における被害女性の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、婦人相談所の体制を整備し、緊急時（夜間・休日を含む。）についても、適正かつ効果的な一時保護を実施する。【厚生労働省】

【施策番号28】

エ 厚生労働省において、一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、婦人保護施設及び母子生活支援施設の機能強化を図ることなどにより、入所者に対する日常生活支援の充実に努める。【厚生労働省】

【施策番号29】

オ 警察庁において、自宅が犯罪行為の現場となり、自宅が破壊されるなど、居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合等に利用できる緊急避難場所の確保に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を都道府県警察に補助するほか、これらの施策が犯罪被害者等の負担軽減に効果的なものとなるよう、都道府県警察を指導する。【警察庁】

【施策番号30】

カ 犯罪被害者等に身近な公的機関である地方公共団体において、居住場所の確保や被害直後からの生活支援策に対する取組がなされるよう、警察庁において、地方公共団体に対して啓発・情報提供を行う。【警察庁】

(3) 性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援

【施策番号31】

厚生労働省において、性犯罪被害者を含む相談者に対する支援として、地方公共団体やDVシェルターを運営する特定非営利活動法人等が、相談者に対して、生活相談や行政機関への同行支援等の自立支援、家庭訪問や職場訪問等の定着支援を一体的に行い、その取組の効果を検証するモデル事業を実施する。【厚生労働省】

4 雇用の安定（基本法第17条関係）

(1) 事業主等の理解の増進

厚生労働省において、犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき、以下の施策を実施する。

【施策番号32】

ア 母子家庭の母等及び父子家庭の父に対するトライアル雇用事業の適正な運用に努める。【厚生労働省】

【施策番号33】

イ 公共職業安定所における事業主に対する配置や労働条件等雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助の適正な運用に努める。【厚生労働省】

【施策番号34】

ウ 公共職業安定所における求職者に対するきめ細かな就職支援の適正な実施に努める。【厚

生労働省】

【施策番号35】

エ 公共職業安定所職員に対する研修において、犯罪被害者等への理解に資するテーマを取り上げる。【厚生労働省】

(2) 個別労働紛争解決制度の活用等

【施策番号36】

ア 厚生労働省において、犯罪被害者等に係る個別労働関係紛争の解決に当たって、個別労働紛争解決制度について周知を徹底させるとともに、その適正な運用に努める。【厚生労働省】

【施策番号37】

イ 厚生労働省において、犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関し、情報の提供、相談等を行う公的相談窓口として、労働問題に関するあらゆる分野の相談に専門の相談員がワンストップで対応する総合労働相談コーナーについて周知徹底させるとともに、その積極的な活用を図る。【厚生労働省】

(3) 被害回復のための休暇制度の周知・啓発

【施策番号38】

被害回復のための休暇制度についていまだ十分な認知がなされていない状況にあることから、厚生労働省において、アンケートによる実態把握を行うとともに、リーフレットや厚生労働省ホームページ、セミナー等により、経済団体や労働団体を始め事業主や被雇用者等に対して、犯罪被害者等の置かれている状況や被害回復のための休暇制度等について周知・啓発を図る。【厚生労働省】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

(1) 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実等

【施策番号39】

厚生労働省において、医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者等を対象に、「PTSD

D対策に係る専門家の養成研修会」を実施し、犯罪被害者等の精神的被害及び犯罪被害者等施策について、医療・福祉関係者に対する知識の普及・啓発を推進する。また、都道府県・指定都市等の行政機関へ研修者終了名簿を配布し、相談体制の充実を図る。さらに、関係機関である国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所において実施した「犯罪被害者メンタルヘルス研修」の効果を踏まえて、新たな取組を検討する。【厚生労働省】

- (2) PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大

【施策番号40】

PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大については、有効性・安全性に関する科学的評価が得られたものについて、診療報酬改定時に必要に応じて措置を講ずる。【厚生労働省】

- (3) PTSD治療の可能な医療機関についての情報提供

【施策番号41】

厚生労働省において、病院等の医療機関の医療機能に関する情報を住民・患者に対して提供する制度を医療機能情報提供制度として運用している。この制度においては、PTSD等の各疾病の治療に対応可能な医療機関を検索することが可能となっており、引き続き制度の周知に努める。【厚生労働省】

- (4) PTSD治療に係る自立支援医療制度の利用の周知

【施策番号42】

厚生労働省において、PTSD治療（保険診療に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく自立支援医療（精神通院医療）の対象となることについて、自立支援医療制度の実施主体である都道府県等に対し改めて周知し、啓発を行う。【厚生労働省】

- (5) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進

【施策番号43】

文部科学省において、医学部関係者が参加する各種会議での要請や「医学教育モデル・コア・カリキュラム」*1等を通じて、医学部においてPTSD等の精神的被害に関する知識・技能及び犯罪被害者等への理解を深める教育を推進する。また、厚生労働省において、臨床研修の到達目標等を通じて、医学部卒業生の精神疾患に対する初期対応と治療の実際への理解を促進する。【文部科学省、厚生労働省】

- (6) 精神保健福祉センターに対する犯罪被害者等支援業務についての理解促進

【施策番号44】

厚生労働省において、精神保健福祉センターにおいて犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援が適切に行われるよう、精神保健福祉センター長会議において必要に応じて犯罪被害者等に関する議題を取り上げる。【厚生労働省】

- (7) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供

【施策番号45】

厚生労働省において、地域格差なく迅速かつ適切な救急医療が提供されるよう、初期、二次、三次の救急医療体制の整備を図るとともに、総務省と連携し、メディカルコントロール体制*2の充実強化を図る。【厚生労働省】

- (8) 救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備

【施策番号46】

厚生労働省において、救急医療における犯罪被害者等の精神的ケアに対応するため、救急医療体制における精神科医との適切な連携体制の確保を図る。【厚生労働省】

- (9) 交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等

【施策番号47】

国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構において、自動車事故による重度後遺障害

者が質の高い治療・看護を受けられる機会を拡充するため、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、療養施設機能一部委託病床の立地等のあり方について平成28年度末までに検討を行う。また、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給や、短期入院・入所に係る助成を推進するとともに、介護料受給者宅を訪問して介護に関する相談や情報提供等を行う訪問支援の充実・強化を図る。【国土交通省】

(10) 高次脳機能障害者への支援の充実

【施策番号48】

厚生労働省において、高次脳機能障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づいて市町村が実施主体となっているサービスの対象であるという更なる周知を行う。また、都道府県において、患者・家族からの相談への対応や普及啓発等を行う「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」を実施する。【厚生労働省】

(11) 思春期精神保健の専門家の養成

【施策番号49】

厚生労働省において、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員等を対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を継続して実施し、思春期精神保健の専門家を養成するとともに、児童虐待や配偶者等からの暴力の被害者の心理と治療・対応についての研修を実施する。【厚生労働省】

(12) 被害少年等のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施

【施策番号50】

厚生労働省において、被害少年等について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、全国的に治療又は保護を行う専門家が不足し、そのための体制及び施設が十分ではないことを前提に、現状に関する必要な調査を行い、その上で、被害少年等が利用しやすく、地域的な隔たりなく十分な治療・配慮を受けられ、また、十分な期間保護が受けられるように

するため、児童精神科医等専門家の適正な配置や連携体制の整備及び施設の増強に資する施策を実施するとともに、専門の医療機関等についての情報提供を行う。【厚生労働省】

(13) 里親制度の充実

【施策番号51】

厚生労働省において、被害少年等の保護に資するよう、里親支援機関事業による里親の支援等により、里親制度の充実を図る。【厚生労働省】

(14) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等

【施策番号52】

ア 厚生労働省において、児童相談所が夜間・休日を問わず虐待通告等の緊急の相談にいつでも応じられるよう、その体制整備に努める。【厚生労働省】

【施策番号53】

イ 厚生労働省において、児童虐待を受けた児童に対する医療ケアの重要性に鑑み、地域の医療機関との協力・連携体制の充実に努める。【厚生労働省】

(15) 被害少年等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実

【施策番号54】

文部科学省及び厚生労働省において、被害少年等の保護に関し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、学校と児童相談所等被害少年等の保護に資する関係機関との連携を充実する。【文部科学省、厚生労働省】

(16) 被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

【施策番号55】

ア 文部科学省において、犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の適正な配置や犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上を通じて、平成31年度までにスクールカウンセラーを全公立小中学校に配置し、スクールソーシャルワーカーも全公立中学校区に配置することに

より、学校における教育相談体制を充実させる。【文部科学省】

【施策番号56】

イ 文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒に対する心のケアについても、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容に含めるなどその内容の充実を図るよう促す。【文部科学省】

- (17) 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進

【施策番号57】

警察において、被害少年が受ける精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体への紹介等の支援を継続的に推進する。【警察庁】

- (18) 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実

【施策番号58】

警察庁において、性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、臨床心理士資格等を有する部内カウンセラーの活用や、警察によるカウンセリング費用の公費負担制度の運用が効果的なものになるよう、都道府県警察を指導するとともに、都道府県警察における部内カウンセラーの配置状況やカウンセリング費用の公費負担制度の措置状況を毎年公表する。【警察庁】

- (19) 性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供

【施策番号59】

厚生労働省において、性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者が緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、保健所や女性健康支援センター等による情報提供を図る。【厚生労働省】（再掲：第4、1（7）（156））

- (20) 性犯罪被害者対応における看護師等の活用 **【施策番号60】**

厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、医療機関に対して、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓発を推進する。【厚生労働省】（再掲：第4、1（8）（157））

- (21) ワンストップ支援センターの設置促進

【施策番号61】

性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター（医師による心身の治療、医療従事者・民間支援員・弁護士・臨床心理士等による支援、警察による事情聴取等の実施が可能なセンター。以下「ワンストップ支援センター」という。）の設置を促進するため、以下の施策を推進する。（再掲：第4、1（10）（159～163））

ア 警察庁において、内閣府及び厚生労働省の協力を得て、性犯罪被害者が必要としている支援を迅速かつ適切に提供できるよう、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」の活用促進や「犯罪被害者等施策メールマガジン」を通じた情報提供等により、地方公共団体における性犯罪被害者支援に係る関係部局や医療機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体間の連携・協力の充実・強化を要請する。【警察庁、内閣府、厚生労働省】

【施策番号62】

イ 内閣府において、相談員等に対し、性犯罪を含む女性に対する暴力の被害者支援に関する研修を実施し、相談体制の充実を図る。【内閣府】

【施策番号63】

ウ 厚生労働省において、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者支援団体、医師等医療関係者等から、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。【厚生労働省】

【施策番号64】

エ 厚生労働省において、医療機能情報提供制度の充実を図るとともに、当該制度によりワ

ンストップ支援センターを施設内に設置している医療機関を検索することができることの周知を図る。【厚生労働省】

【施策番号65】

オ 上記施策のほか、関係府省庁において、必要に応じて連携し、ワンストップ支援センターを含む性犯罪被害者の支援体制の充実のための施策を検討する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】

(22) 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する専門職の養成等

【施策番号66】

ア 警察庁において、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会及び一般社団法人日本臨床心理士会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進する。【警察庁】

【施策番号67】

イ 警察庁及び厚生労働省において連携し、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会及び公益社団法人日本看護協会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する社会福祉士等の養成及び研修の実施を促進する。【警察庁、厚生労働省】

(23) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進

【施策番号68】

文部科学省において、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開していく中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促す。【文部科学省】

(24) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知

【施策番号69】

厚生労働省において、犯罪被害者等が利用しやすいように、医療機関の情報を周知させるとともに、関係機関において、当該情報を共有し、適時適切に犯罪被害者等に提供する。【厚生労働省】

働省】

(25) 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い

【施策番号70】

ア 厚生労働省において、犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出しないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、医療機関や保険者に対して適切に対応する。【厚生労働省】

【施策番号71】

イ 金融庁において、犯罪被害者等の保健医療に関する情報を始めとする個人情報の取扱いに関し、損害保険会社に問題があると認められる場合には、保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をする。【金融庁】

2 安全の確保（基本法第15条関係）

(1) 判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報の犯罪被害者等への提供の適正な運用

【施策番号72】

法務省において、「被害者等通知制度」に基づき、犯罪被害者等の希望に応じた、判決確定後の加害者に関する処遇状況や保護処分決定後の加害者に関する処遇状況等の情報提供について、関係機関とも連携・調整を図りつつ、引き続き円滑かつ適正な運用に努める。保護観察所においては、保護観察の開始に関する事項を通知する際、心情等伝達制度を含む更生保護における犯罪被害者等施策に関するリーフレット等を添付するなどして、通知制度を利用している犯罪被害者等に同制度の周知を図り、問合せに応じて説明を行うことについて、引き続き適正な運用に努める。【法務省】

(2) 加害者に関する情報提供の適正な運用

【施策番号73】

法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰宅予定地及び仮釈放中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所

による警察への当該情報の連絡について、関係者に周知徹底させ、引き続き、円滑かつ適正な運用に努める。【法務省、警察庁】

(3) 警察における再被害防止措置の推進

【施策番号74】

ア 警察において、子供を対象とする暴力的な犯罪の再犯防止を図るため、法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を含めた対策に努める。【警察庁】

【施策番号75】

イ 警察において、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止の措置を推進する。また、再被害防止への配慮が必要とされる場合には、関係機関と連携し、犯罪被害者等の個人情報に配慮した上で、事案に応じた柔軟な対応に努める。【警察庁】

(4) 警察における保護対策の推進

【施策番号76】

暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、その者が危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講じるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進する。【警察庁】

(5) 保釈に関しての犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

【施策番号77】

法務省において、加害者の保釈申請がなされた場合には、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取するなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるとともに、保釈申請に対する結果について犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保により一層配慮するように努める。【法務省】（再掲：第3、1（8）（123）

(6) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

【施策番号78】

ア 警察庁及び厚生労働省において、配偶者等からの暴力の被害者、人身取引の被害者、児童虐待の被害者等の保護に関する警察、婦人相談所及び児童相談所等の連携について、現状に対する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、一層充実させる。【警察庁、厚生労働省】

【施策番号79】

イ 警察庁及び文部科学省において、警察と学校等関係機関の通報連絡体制の活用、児童虐待防止ネットワークの活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害の防止に努める。【警察庁、文部科学省】

(7) 犯罪被害者等に関する情報の保護

【施策番号80】

ア 法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度、性犯罪の被害者等に関し公開の法廷では氏名、住所その他被害者が特定されることとなる事項を明らかにしない制度について、周知を徹底させるとともに、検察官等の意識を向上させる。また、証人への付添い、遮へい等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める。更生保護官署においても、保管する犯罪被害者等を含む個人情報を適切に管理するよう周知徹底を図る。【法務省】

【施策番号81】

イ 法務省において、検察官が、ストーカー事案について、所要の捜査を遂げた上、事案に応じた適切な処分を行うとともに、捜査・公判の各段階において、被害者等に関する情報の保護に配慮するなど、適切な対応に努める。【法務省】

【施策番号82】

ウ 日本司法支援センターにおいて、常勤弁護士を含む職員に対し、犯罪被害者等の個人情報の取扱いに十分留意するよう指導を行う。【法務省】

【施策番号83】

エ 市区町村における「ドメスティック・バイ

オレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置]、「DV被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第2項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱い」及び「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する取扱いの周知徹底」、運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱い」、軽自動車検査協会における「軽自動車の申請等に係る、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為等の被害者の保護のための取扱い」、法務局における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者等が登記義務者となる所有権その他の権利の移転の登記の前提としての住所の変更の登記の要否」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者が登記権利者となる所有権の移転の登記における登記権利者の住所の取扱いについて」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者が登記義務者又は登記権利者とならないが、添付情報に当該被害者の現住所が記載されている場合における閲覧の方法について」及び「DV被害者等から供託物払渡請求書の住所等の秘匿に係る申出があった場合における措置」について、引き続き、これらの手続の周知を図るとともに、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。【総務省、法務省、国土交通省】

【施策番号84】

オ 警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個

別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。【警察庁】（再掲：第5、1（18）（255））

(8) 一時保護場所の環境改善等

【施策番号85】

ア 厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の実施について適正な運用に努める。【厚生労働省】（再掲：第1、3（2）ア（25））

【施策番号86】

イ 厚生労働省において、「少子化社会対策大綱」（平成27年3月20日閣議決定）により、平成31年度末までに、個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善を実施する。【厚生労働省】（再掲：第1、3（2）イ（26））

(9) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

【施策番号87】

ア 警察において、子供の死亡例に関する適切な検視等の実施に資する教育、児童虐待の発見に資する指導・教育、児童の保護等を行う職員に対する虐待を受けた児童の特性等に関する教育等職員の児童虐待に関する知識・技能の向上に努める。【警察庁】

【施策番号88】

イ 文部科学省において、学校・教育委員会等に対し、学校教育関係者など職務上虐待を受けている子供を発見しやすい立場にある者が虐待発見時に適切に対応できるよう、早期発見・早期対応のための体制の整備や的確な対応を促す。具体的には、教職員が児童相談所等への通告義務を負うことの周知徹底を図るとともに、教育機関等から福祉部門への定期的な情報提供、教師用研修教材の活用や児童相談所職員との合同研修への参加等を促す。

【文部科学省】

【施策番号89】

ウ 文部科学省において、児童虐待の防止に資するよう、地域人材や専門家等で構成する家庭教育支援チームによる家庭教育に関する取

組を広く推進し、情報や学習機会の提供、訪問型支援等の相談対応の充実、家庭と地域とのつながりづくりや学校との連携等の地域の活動を支援する。【文部科学省】

【施策番号90】

エ 厚生労働省において、児童虐待の早期発見・早期対応に資するため、全国児童相談所所長会議等を通じ、児童相談所の体制の強化、児童相談所を中心とした多種多様な関係機関の連携及び児童虐待の防止に関する地域住民の理解向上への取組を促すとともに、全国の好事例を収集し、周知徹底を図る。【厚生労働省】

- (10) 児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施

【施策番号91】

厚生労働省において、児童虐待防止のため、社会保障審議会児童部会の下に設置された「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」での児童の死亡事例等の検証を行う。【厚生労働省】

- (11) 再被害の防止に資する教育の実施等

【施策番号92】

法務省において、犯罪被害者等の心情等を理解させるための「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意見を踏まえながら、矯正施設における受刑者等に対する改善指導・矯正教育等の充実に努める。また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被収容者に対する指導に有効活用するよう努める。【法務省】（再掲：第3、1（24）ア（143））

- (12) 再被害の防止に資する適切な加害者処遇

【施策番号93】

ア 法務省において、仮釈放等に際し、地方更生保護委員会が、事案に応じた犯罪被害者等の安全確保に必要な遵守事項の適切な設定に努め、保護観察所が、当該遵守事項を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底する。【法務省】

【施策番号94】

イ ストーカー行為等により保護観察付執行猶予となった者については、被害者との接触を禁止する等の特別遵守事項を適切に設定することや、その遵守状況を的確に把握し、指導監督することが必要であり、保護観察所と警察との緊密かつ継続的な連携によって、当該対象者の特異動向等を双方で迅速に把握して、必要な措置を講ずる。【警察庁、法務省】

【施策番号95】

ウ 法務省において、犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしよく罪指導を徹底する。【法務省】

- (13) 再被害防止のための安全確保方策の検討

【施策番号96】

内閣府、警察庁及び法務省が連携し、ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案を始め被害者等が同一の加害者から再び被害を受けている実態やそのおそれ等を把握した上で、関係省庁とも連携して被害者等の安全確保方策について検討する。【内閣府、警察庁、法務省】

- 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

- (1) 職員等に対する研修の充実等

【施策番号97】

ア 内閣府において、二次的被害防止の観点から、相談員等が性犯罪を含む女性に対する暴力の被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をすることができるよう、研修を実施する。【内閣府】

【施策番号98】

イ 警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領につい

ての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。【警察庁】

【施策番号99】

ウ 警察において、配偶者等からの暴力事案に的確に対処することができるよう、その担当者に対して必要な教育を行う。【警察庁】

【施策番号100】

エ 警察庁において、都道府県警察の被害児童支援担当者等を対象とした研修を開催し、被害児童支援の知識及び被害児童の心情に配慮した聴取技能の向上を図る。【警察庁】

【施策番号101】

オ 法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。【法務省】（再掲：第4、2（8）イ（218））

【施策番号102】

カ 法務省において、検察幹部が犯罪被害者等の心情等に理解を深めることに資するためのセミナーの実施や、検察官に市民感覚を学ばせるため、公益的活動を行う民間団体や民間企業に一定期間派遣する研修を実施するなどし、職員の対応の向上に努める。【法務省】

【施策番号103】

キ 法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上で留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。【法務省】（再掲：第3、1（20）（138）、第4、2（8）ア（217））

【施策番号104】

ク 法務省において、副検事に対する研修の中で、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件をテーマとした科目の内容について一層の充実を図る。【法務省】（再掲：第3、1（19）（137））

【施策番号105】

ケ 法務省において、犯罪被害者等からの事情聴取に当たり、可能な限り、そのプライバシー、名誉、心身の状況、社会的立場等に十分配慮するよう、検察官等の意識を向上させる。【法務省】

【施策番号106】

コ 日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員に対して、二次的被害防止のための方策等の研修を実施する。【法務省】

【施策番号107】

サ 厚生労働省において、民生委員・児童委員が犯罪被害者等を含め、地域住民に対する適切な相談支援を行うことができるよう、その資質向上のための研修の実施を支援する。【厚生労働省】

【施策番号108】

シ 厚生労働省において、公的シェルターにおける犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修及び啓発の充実を図る。また、婦人保護施設における性犯罪被害者支援の現状についての実態を把握しつつ、全国婦人保護施設長等研究協議会や全国婦人保護施設等指導員研究協議会の場を活用して職員の専門的な資質向上を図るとともに、都道府県が実施する婦人相談所や婦人保護施設の職員、婦人相談員等を対象とした研修の取組を促進する。【厚生労働省】

(2) 女性警察官の配置等

【施策番号109】

警察において、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び実務能力の向上、事情聴取における相談室や被害者

支援用車両の活用、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。【警察庁】

(3) 被害児童からの事情聴取における配慮

【施策番号110】

法務省、警察庁及び厚生労働省において、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことについて積極的に検討するほか、被害児童から事情聴取をするに当たり、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなど、被害児童へ配慮した取組を進める。【法務省、警察庁、厚生労働省】

(4) ビデオリンク等の措置の適切な運用

【施策番号111】

法務省において、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める。【法務省】

(5) 警察における犯罪被害者等のための施設の改善

【施策番号112】

警察において、被害者専用の事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図るほか、これらの施設等の改善に努める。【警察庁】

(6) 検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置

【施策番号113】

法務省において、庁舎の建て替えを予定している検察庁では、建て替え時に被害者専用待合室を設置し、それ以外の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、専用待合室の設置について検討する。【法務省】

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

(1) 迅速・確実な被害の届出の受理

【施策番号114】

警察において、被害の届出に対しては、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理するよう努める。【警察庁】

(2) 告訴に対する適切な対応

【施策番号115】

警察庁及び法務省において、犯罪の不成立が明白であるような告訴や根拠が必ずしも十分とは認められないような告訴については、告訴人に対してその旨を説明し、告訴状の補正や疎明資料の追加を促す等の措置を取る場合もあり、全件直ちに受理するという事は必ずしも相当とは言えない場合もあるが、可能な限り迅速な対応が行われるように努める。【警察庁、法務省】

(3) 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進

【施策番号116】

ア 警察庁において、同庁が実施している「医療機関における性犯罪証拠採取キットの試行整備」モデル事業の結果を踏まえつつ、厚生労働省の協力を得て、医療機関において性犯罪被害者からの証拠採取及び採取した証拠の保管が促進されるよう、資機材の整備、医療機関への働き掛けを推進する。【警察庁】

【施策番号117】

イ 警察において、性犯罪被害者からの証拠採取の方法を産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲において、医療機関で採取した資料の鑑定状況についての情報を提供する。【警察庁】

(4) 冒頭陳述等の内容を記載した書面交付の周知徹底及び適正な運用

【施策番号118】

法務省において、冒頭陳述等の内容を記載した書面を犯罪被害者等に交付することについての周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める。【法務省】

- (5) 公判記録の閲覧・謄写制度の周知及び閲覧請求への適切な対応

【施策番号119】

法務省において、犯罪被害者等から刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相当と認められるときは、刑事事件の係属中であっても、閲覧・謄写が可能である旨をパンフレット等により周知を図る。また、刑事確定記録の閲覧に際して、犯罪被害者等に対し、被告人や証人等の住所を開示するかどうかについては、裁判の公正担保の必要性和一般公開によって生じるおそれのある弊害等を比較衡量して、その許否を判断すべきものであるところ、被害者保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努める。【法務省】

- (6) 犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実

【施策番号120】

ア 法務省において、犯罪被害者等の意見等をより適切に把握し刑事裁判に適正に反映させるため、犯罪被害者等と検察官の意思疎通をより一層充実させ、被害状況等の供述調書等による証拠化並びに被害者等の証人尋問及び意見陳述の活用等により、被害状況の的確な立証に努める。【法務省】

【施策番号121】

イ 法務省において、刑事裁判の公判前整理手続等の経過及び結果に関し、犯罪被害者等の希望に応じ、適宜の時期に、検察官がその経過及び結果について必要な説明をし、また、被害者参加人等が公判前整理手続の傍聴を特に希望する場合において、検察官が相当と認めるときは、当該希望の事実を裁判所に伝えるなどの必要な配慮を行うよう努める。また、犯罪被害者等が公判傍聴を希望する場合は、その機会が可能な限り得られるよう、公判期日の指定に当たっては、検察官が犯罪被害者等と十分なコミュニケーションをとり、必要に応じて、犯罪被害者等の希望を裁判所に伝えるよう努める。【法務省】

- (7) 国民に分かりやすい訴訟活動

【施策番号122】

法務省において、検察官による視覚的な工夫を取り入れた国民に分かりやすい訴訟活動を行うよう努める。【法務省】

- (8) 保釈に関しての犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

【施策番号123】

法務省において、加害者の保釈申請がなされた場合には、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取するなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるとともに、保釈申請に対する結果について犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保により一層配慮するように努める。【法務省】（再掲：第2、2（5）（77））

- (9) 上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等

【施策番号124】

法務省において、検察官が、被害者のある犯罪について、判決に対する上訴の可否を検討する際に、事案等を勘案しつつ、犯罪被害者等から意見聴取等を実施するなど、適切な対応に努める。【法務省】

- (10) 少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底

【施策番号125】

法務省において、少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知の各制度について、周知に努める。【法務省】

- (11) 少年審判の傍聴制度の周知徹底

【施策番号126】

法務省において、少年法の一部を改正する法律（平成20年法律第71号）により導入された、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度等について、パンフレット等により周知に努める。【法務省】

- (12) 日本司法支援センターで行っている支援に関する情報提供の充実

【施策番号127】

日本司法支援センターにおいて、様々な広報媒体を連動させた広報を実施することに加え、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のメディア媒体を活用した広報活動を実施する。【法務省】（再掲：第4、1（43）エ（205））

- (13) 刑事の手続等に関する情報提供の充実

【施策番号128】

ア 警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実させ、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努める。【警察庁、法務省】（再掲：第4、1（41）ア（199））

【施策番号129】

イ 警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配布している外国語版の「被害者の手引」について、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配布に努める。【警察庁】（再掲：第4、1（39）イ（197））

【施策番号130】

ウ 法務省において、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うため、外国語によるパンフレットやホームページの作成等による情報の提供を行う。【法務省】（再掲：第4、1（41）イ（200））

- (14) 刑事の手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等

【施策番号131】

警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族に対する適切な説明及び配慮に努める。また、法務省において、警察庁、法医学関係機関等の協力を得て、司法解剖実施機関等で司法解剖後の臓器等が中・長期に保管される

場合があることに関して、遺族の理解と協力が得られるよう、さらに、適切な説明等が行われるよう、対応に努めるほか、警察庁及び法務省において、法医学関係機関等と調整の上、遺族に対し、死者の臓器を適切に返還するための手続等について検討する。【警察庁、法務省】

- (15) 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分の推進

【施策番号132】

警察において、検察庁と連携し、捜査上、留置の必要がなくなった証拠物件については、証拠物件の還付の方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努める。【警察庁】

- (16) 証拠品の適正な処分等

【施策番号133】

法務省において、被害者の遺族及び家族の心情を踏まえ、捜査・公判に及ぼす影響等にも配慮しつつ、証拠品の還付等を行うとともに、必要に応じて、還付の時期及び方法等について説明を行っているところであり、引き続きその適切な運用に努める。【法務省】

- (17) 捜査に関する適切な情報提供等

【施策番号134】

ア 警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、捜査状況等の情報を提供するよう努める。また、犯罪被害者等の支援の必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携を図る。【警察庁】

【施策番号135】

イ 法務省において、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するよう努める。【法務省】

- (18) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等

【施策番号136】

警察において、重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、交通事故捜査員に対する各種研修の充実に努めるなど、被害者の心情に配慮した取組を一層推進する。【警察庁】

- (19) 交通事件に関する講義の充実

【施策番号137】

法務省において、副検事に対する研修の中で、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件をテーマとした科目の内容について一層の充実に努める。【法務省】（再掲：第2、3（1）ク（104））

- (20) 検察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実

【施策番号138】

法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実に努める。【法務省】（再掲：第2、3（1）キ（103）、第4、2（8）ア（217））

- (21) 不起訴事案等に関する適切な情報提供

【施策番号139】

ア 法務省において、不起訴記録の弾力的開示を引き続き周知徹底させる。また、不起訴記録の開示の対象拡大については被害者保護の要請に配慮しつつ、引き続き適切な対応に努める。【法務省】

【施策番号140】

イ 法務省において、不起訴処分について、犯罪被害者等の希望に応じ、検察官が、捜査へ

の支障等を勘案しつつ、事前・事後に、処分内容及び理由について十分な説明を行うよう努める。【法務省】

- (22) 検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力

【施策番号141】

法務省において、平成16年の検察審査会法（昭和23年法律第147号）改正により導入された一定の場合に検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度について、公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るという趣旨の実現に向け、引き続き必要な協力をする。【法務省】

- (23) 受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用

【施策番号142】

法務省において、受刑中の加害者との面会・信書の発受を希望する犯罪被害者等に関し、法令に基づき、受刑中の者と犯罪被害者等との面会・信書の発受について、引き続き適切に運用されるように努める。【法務省】

- (24) 犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進等

【施策番号143】

ア 法務省において、犯罪被害者等の心情等を理解させるための「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意見を踏まえながら、矯正施設における受刑者等に対する改善指導・矯正教育等の充実に努める。また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被收容者に対する指導に有効活用するよう努める。【法務省】（再掲：第2、2（11）（92））

【施策番号144】

イ 法務省において、保護処分の執行に資するため、少年の身体的・精神的状況、家庭環境、施設内の行動及び処遇の経過等に関する必要な記載がなされている少年簿について、関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する事項に

ついて必要な情報を収集し、適切に記載するよう努める。【法務省】

【施策番号145】

ウ 法務省において、保護観察対象者に対する、問題性に応じた専門的処遇プログラムの内容等の充実を図るとともに、当該プログラムの受講を保護観察における特別遵守事項として設定するなどして、適切に実施する。また、保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせ、犯罪被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応することを促すため、しょく罪のための指導を適切に実施する。【法務省】

【施策番号146】

エ 保護観察所において、犯罪被害者等の申出に応じ、犯罪被害者等から被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度において、当該対象者に対して、被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるような指導監督を徹底する。【法務省】

(25) 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放等審理の実施

【施策番号147】

地方更生保護委員会において、仮釈放等を許すか否かの判断に当たって、犯罪被害者等の申出により聴取した意見等を考慮し、必要に応じて保護観察中の特別遵守事項に反映させているところ、仮釈放等の審理において、一層犯罪被害者等の意見がしんしゃくされるよう努める。

【法務省】

(26) 更生保護官署職員に対する研修等の充実

【施策番号148】

法務省において、仮釈放等を許すか否かを判断する地方更生保護委員会委員を対象とした研修について、犯罪被害者等の意見を仮釈放等の審理に適切に反映させるための講義を実施しているところ、より一層犯罪被害者等の心情や現状に配慮した仮釈放等の審理がなされるよう、引き続き、研修内容の充実に努める。【法務省】

(27) 矯正施設職員に対する研修等の充実

【施策番号149】

法務省において、矯正施設職員の新採用職員や初級幹部要員を対象とする研修について、「犯罪被害者の視点」等のテーマによる講義を実施しているほか、上級幹部要員を対象とする研修について、犯罪被害者団体等の関係者を講師に招くなど、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等の理解を深められるよう、引き続き、研修内容の充実に努める。【法務省】

第4 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(1) 地方公共団体における総合的対応窓口の設置及び地域住民に対する周知の促進

【施策番号150】

警察庁において、市町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局の確定状況等について定期的に確認するとともに、市町村に対し、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の設置を要請する。また、国民に対して地方公共団体における総合的対応窓口や支援施策の周知を図るため、政府広報や犯罪被害者等施策に関するホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を通じた広報の充実に努める。さらに、地方公共団体に対し、ホームページにおける犯罪被害者支援に関するサイトの充実等により、犯罪被害者等のみならず地域住民に総合的対応窓口を始め地域で利用できる相談機関や各種制度等を周知するよう要請する。【警察庁】

(2) 地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進

【施策番号151】

警察庁において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な

情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実に要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。【警察庁】

- (3) 地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化

【施策番号152】

警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、犯罪被害者支援分野における社会福祉士、精神保健福祉士及び臨床心理士等の専門職の活用を働き掛ける。また、犯罪被害者等が早期に専門職につながるよう、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請する。【警察庁】

- (4) 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進

【施策番号153】

地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、警察庁において、犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行う。【警察庁】

- (5) 地方公共団体間の連携・協力の促進等

【施策番号154】

警察庁において、各都道府県内における市町村の連携・協力の促進を図るため、都道府県による市町村の犯罪被害者支援担当者を集めた研修の実施等に協力する。また、地方公共団体をまたいで連携・協力が必要な事案が発生した際に備えて、各地方公共団体における犯罪被害者支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を整備し、地方公共団体間の情報の共有化を促進する。【警察庁】

- (6) 地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進

【施策番号155】

内閣府において、男女共同参画センター等における中長期的なカウンセリング等の性犯罪被害者支援の取組が促進されるよう、先進的な好事例の収集・提供に努める。【内閣府】

- (7) 性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供

【施策番号156】

厚生労働省において、性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者が緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、保健所や女性健康支援センター等による情報提供を図る。【厚生労働省】（再掲：第2、1（19）（59））

- (8) 性犯罪被害者対応における看護師等の活用

【施策番号157】

厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、医療機関に対して、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓発を推進する。【厚生労働省】（再掲：第2、1（20）（60））

- (9) 性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実

【施策番号158】

性犯罪被害者である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携を促進する。併せて、24時間子供SOSダイヤルやワンストップ支援センターについて、教育委員会等を通じて学校にいる児童生徒や保護者に周知を図る。【文部科学省】

- (10) ワンストップ支援センターの設置促進

性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進するため、以下の施策を推進する。（再掲：第2、1（21）（61～65））

【施策番号159】

ア 警察庁において、内閣府及び厚生労働省の

協力を得て、性犯罪被害者が必要としている支援を迅速かつ適切に提供できるよう、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」の活用促進や「犯罪被害者等施策メールマガジン」を通じた情報提供等により、地方公共団体における性犯罪被害者支援に係る関係部局や医療機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体間の連携・協力の充実・強化を要請する。【警察庁、内閣府、厚生労働省】

【施策番号160】

イ 内閣府において、相談員等に対し、性犯罪を含む女性に対する暴力の被害者支援に関する研修を実施し、相談体制の充実を図る。【内閣府】

【施策番号161】

ウ 厚生労働省において、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者支援団体、医師等医療関係者等から、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。【厚生労働省】

【施策番号162】

エ 厚生労働省において、医療機能情報提供制度の充実を図るとともに、当該制度によりワンストップ支援センターを施設内に設置している医療機関を検索することができることの周知を図る。【厚生労働省】

【施策番号163】

オ 上記施策のほか、関係府省庁において、必要に応じて連携し、ワンストップ支援センターを含む性犯罪被害者の支援体制の充実のための施策を検討する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】

(11) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

【施策番号164】

警察庁において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する府省庁の協力を得て、同団体が行う研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力をを行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援

全般（必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等）をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。また、地域における犯罪被害者等支援体制の整備を促進するため、地方公共団体職員のほか民間支援員も参加する研修の実施に努める。【警察庁】（再掲：第4、2（11）（221））

(12) 地方公共団体の取組に対する支援

【施策番号165】

内閣府において、都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、配偶者等からの暴力被害者支援に係るワンストップ・サービスの構築を推進するための必要な助言等を行う。【内閣府】

(13) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

【施策番号166】

警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。【警察庁】

(14) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

【施策番号167】

警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。【警察庁】

(15) 警察における相談体制の充実等

【施策番号168】

ア 警察において、全国統一の相談専用電話「#9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じて、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮する。また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用を推進する。このほか、交通事故被害者等からの相談に応じ、保険請求・損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を実施するとともに、死亡事故等の一定の交通事故事件の被害者等から、当該交通事故等を起こした加害者に対する意見の聴取等の期日等や行政処分の結果についての問合せがあった場合に、行政処分担当課等から回答するなど、適切な対応に努める。【警察庁】

【施策番号169】

イ 警察において、性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が対応し、また、執務時間外においては当直等が対応した上で後に担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進する。【警察庁】

(16) 警察における被害少年等が相談しやすい環境の整備

【施策番号170】

警察において、少年サポートセンターや各警察署の少年係等、少年からの悩みごと、困りごとの相談を受け付けるための窓口が、関係機関への十分な引継ぎを含め、相談者の立場に立った対応をするよう努めていくとともに、「ヤング・テレホン・コーナー」等の名称での電話に

よる相談窓口の設置や、フリーダイヤル、電子メールによる相談の導入等により、被害少年等が相談しやすい環境の整備を図る。【警察庁】

(17) 「指定被害者支援要員制度」の活用

【施策番号171】

警察において、指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」について、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、その積極的活用を図るとともに、それらの警察職員に対し、犯罪被害者等に対する支援に必要な知識等についての研修、教育等の充実に努める。【警察庁】

(18) 交通事故相談活動の推進

【施策番号172】

国土交通省において、都道府県の交通事故相談員が交通事故被害者等から刑事手続等の相談を受けた場合、警察、検察、法テラス、被害者支援センター等の支援活動について適切に教示するよう、研修等の場において周知する。【国土交通省】

(19) 公共交通事故被害者への支援

【施策番号173】

国土交通省において、公共交通事故被害者支援室を設置し、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能等を担い、公共交通事故による被害者等への支援を行っている。引き続き、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進める。

【国土交通省】

(20) 婦人相談所等職員に対する研修の促進

【施策番号174】

厚生労働省において、各地方公共団体における配偶者からの暴力被害女性の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために婦人相談所等職員への専門研修を促進する。【厚生労働省】

(21) ストーカー事案への対策の推進

【施策番号175】

内閣府において、被害者の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる人材の育成を図るなど、ストーカー事案への対策を推進する。【内閣府】

(22) ストーカー事案への適切な対応

【施策番号176】

警察において、ストーカー総合対策（平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議）を踏まえ、関係省庁と連携して、各種対策（ストーカー事案に対応する体制の整備、被害者等の一時避難等の支援、被害者情報の保護、被害者等に対する情報提供等、ストーカー予防のための教育等及び加害者に関する取組の推進）を行い、関係機関等との連携の下、被害者等の安全確保を最優先とした組織による迅速・的確な対応を推進する。【警察庁】

(23) 人身取引被害者の保護の推進

【施策番号177】

人身取引対策については、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催するとともに、「人身取引対策行動計画2014」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、被害者保護を含む各種施策を推進する。【内閣官房】

(24) 検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実

【施策番号178】

法務省において、検察庁における犯罪被害者等支援活動に際し、刑事手続に関する専門的な法的知識、捜査・公判の実務経験に基づき、犯罪被害者等の立場を理解し適切に対応するとともに、福祉・心理関係の専門機関等との連携の

充実を図る。【法務省】

(25) 検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

【施策番号179】

法務省において、被害者支援員と犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化することにより、検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、被害者支援員の連絡先等の必要な情報をより分かりやすく提供することや、上記諸機関・団体等における犯罪被害者等支援のための制度等について被害者支援員が説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書等を備え付けて提供するなど、より多くの情報を提供できるよう努める。【法務省】

(26) 更生保護官署における関係機関等との連携・協力、被害者担当保護司との協働による支援の充実

【施策番号180】

法務省において、保護観察所の被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司の協働態勢の下、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴し、そのニーズに応じて、適切な関係機関・団体等への紹介を行うなどしているところ、今後も関係機関・団体等との連携・協力を深めるなどし、支援内容の充実を図るとともに、被害者担当保護司の役割を含む更生保護における犯罪被害者等施策の周知に努める。【法務省】

(27) 被害者担当の保護観察官及び保護司に対する研修等の充実

【施策番号181】

法務省において、被害者担当の保護観察官及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対して、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義の実施等、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実にを行うことを目的とし

た研修を実施しているところ、引き続き、研修内容の充実を図り、二次的被害の防止を徹底する。【法務省】

(28) 犯罪被害者の相談窓口の周知と研修体制の充実
【施策番号182】

法務省において、人権擁護機関が実施する人権相談、人権侵害事件の調査救済制度について、引き続き、周知を図る。また、「子どもの人権110番」、「子どもの人権SOSミニレター」、「女性の人権ホットライン」及び「インターネット人権相談受付窓口」等の人権擁護機関の取組について、その趣旨や内容を周知するため、広報活動の一層の充実を図る。加えて、人権相談に際しては、犯罪被害者からの相談に限らず、相談者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層研修の充実に努める。また、法務大臣により委嘱された民間ボランティアである人権擁護委員に対しては、新任委員に対する委嘱時研修を始めとする各種研修を通じて、犯罪被害者を含む人権問題全般に対して適切に対応できるよう、引き続き適切かつ十分な研修等の実施に努める。【法務省】

(29) 犯罪被害者である子供の支援
【施策番号183】

法務省において、子供の人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、関係機関と連携の上、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。【法務省】

(30) 高齢者に関する人権相談への対応の充実
【施策番号184】

法務省において、高齢者施設等の社会福祉施設における特設の人権相談所を開設するなど、高齢者や身近に高齢者と接する機会の多い者からの人権相談への対応の充実に引き続き努める。【法務省】

(31) 日本司法支援センターによる支援の検討
【施策番号185】

ア 日本司法支援センターにおいて、弁護士等のサービスの提供を自発的に求めることが期

待できない認知機能が不十分な高齢者・障害者に対し、その生活再建に資するよう、民事法律扶助による法的支援の更なる充実に向けた検討を行う。【法務省】

【施策番号186】

イ 日本司法支援センターにおいて、深刻な被害に進展するおそれの強いDV・ストーカー・児童虐待の被害者に対する法的支援の更なる充実に向けた検討を行う。【法務省】

(32) 地域包括支援センターによる支援

【施策番号187】

地域包括支援センターにおいて、高齢者に対する虐待への対応を含む権利擁護業務の実施を推進する。【厚生労働省】

(33) 地方公共団体に対する子供・若者育成支援についての計画に関する周知

【施策番号188】

内閣府において、地方公共団体に対し、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づく子供・若者育成支援についての計画を作成又は変更する場合には、「子供・若者育成支援推進大綱」（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定）に盛り込まれた「犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応」に関する記述も勘案するよう、周知する。
【内閣府】

(34) 学校内における連携及び相談体制の充実

【施策番号189】

ア 文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学校で、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、継続的に適切な対応ができるよう、必要に応じ、教員加配を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組む。また、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の理解を深め、指導力

の向上に努める。【文部科学省】（再掲：第4、2（9）（219））

【施策番号190】

イ 文部科学省において、虐待を受けた子供への対応の問題を含め、養護教諭が行う健康相談の進め方等についてまとめた参考資料も活用しながら、養護教諭の資質の向上のための研修の充実を図る。【文部科学省】

- (35) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実

【施策番号191】

文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能することを支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会等の関係機関と連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、当該児童生徒及びその保護者等への対応等を行うことを促進する。この場合において、加害者が教員・生徒等当該学校内部の者であった場合は、犯罪被害者となった児童生徒の状況に鑑み、必要に応じ常時の相談体制を見直すなど、当該児童生徒等にとって相談しやすいと考えられる適切な者が相談等の窓口になるよう十分配慮する。また、教育委員会が、心理学、教育学等に関する知識を有する専門職員や臨床心理の専門家等を教育支援センターや教育相談所等に配置し、相談窓口を設けるとともに、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、保健所等の地域の関係機関についての情報を当該児童生徒及びその保護者に提供することを促進する。【文部科学省】

- (36) 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進

【施策番号192】

文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合、当該児童生徒に対し、教育委員会が設置する教育支援センターが行うカウンセリングや学習指導等による学校復帰等のための継続的な支援を促進する。【文部科学省】

- (37) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実

【施策番号193】

ア 厚生労働省において、医療機関が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等と連携・協力し、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供を適切に行うことを促進する。【厚生労働省】

【施策番号194】

イ 厚生労働省において、精神保健福祉センター、保健所等が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための諸制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供、相談等を適切に行うことを推進する。【厚生労働省】

- (38) 各都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導及び好事例の勧奨

【施策番号195】

警察庁において、情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者等支援策が確実に実施されるよう、各都道府県警察を指導するとともに、好事例を勧奨する。【警察庁】

- (39) 「被害者の手引」の内容の充実等

【施策番号196】

ア 警察において、刑事手続の概要、犯罪被害者等に役立つ制度、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」について、関係機関

による犯罪被害者等支援策の紹介を含め、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配布を更に徹底するとともに、それらの情報をウェブサイトにおいても紹介する。【警察庁】

【施策番号197】

イ 警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配付している外国語版の「被害者の手引」について、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配布に努める。【警察庁】（再掲：第3、1（13）イ（129））

(40) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知

【施策番号198】

損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介した冊子・パンフレット等について、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分に周知させる。【警察庁、法務省】（再掲：第1、1（2）（3））

(41) 刑事の手続等に関する情報提供の充実

【施策番号199】

ア 警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実させ、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努める。【警察庁、法務省】（再掲：第3、1（13）ア（128））

【施策番号200】

イ 法務省において、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うため、外国語によるパンフレットやホームページの作成等による情報の提供を行う。【法務省】（再掲：第3、1（13）ウ（130））

(42) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

【施策番号201】

警察において、現行の「性犯罪110番」の相

談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように一層努める。【警察庁】

(43) 日本司法支援センターによる支援

【施策番号202】

ア 日本司法支援センターにおいて、弁護士会等と連携して、犯罪被害者支援に精通している弁護士の増加に努め、犯罪被害者等の個別の状況に応じた必要なサービスが提供できるよう、弁護士の紹介態勢の整備に努めるとともに、利用者からの意見や犯罪被害者支援に関する法制度、弁護士会において行われる犯罪被害者支援に関する研修等について、弁護士会等の関係機関と情報交換や協議の場を設けるなどして、弁護士によるサービスの向上を目指す。【法務省】（再掲：第1、1（1）イ（2））

【施策番号203】

イ 日本司法支援センターにおいて、地方事務所ごとに被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換・意見聴取をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図り、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適な専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。【法務省】

【施策番号204】

ウ 日本司法支援センターにおいて、被害を受けたときからの時間経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。【法務省】

【施策番号205】

エ 日本司法支援センターにおいて、様々な広報媒体を連動させた広報を実施することに加え、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のメディア媒体を活用した広報活動

を実施する。【法務省】（再掲：第3、1（12）（127））

(44) 自助グループの紹介等

【施策番号206】

警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行う。【警察庁】

(45) 犯罪被害者等施策のホームページの充実

【施策番号207】

警察庁において、関係省庁の協力を得て、犯罪被害者等施策のホームページを活用し、関係法令の整備、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新や英文による情報提供を行うなど、その充実を図る。【警察庁】

(46) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等

【施策番号208】

外務省において、海外で邦人が犯罪等による被害に遭った場合の対応に際し、在外公館（大使館、総領事館）を通じ、現地の弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報提供及び関係省庁の犯罪被害者支援に関するホームページを紹介するとともに、その他関連情報についても、可能な範囲で提供するよう努める。また、警察において外務省と連携し、海外における犯罪の被害者に関する情報の収集に努めるとともに、日本国内の遺族等や帰国する被害者等に対する支援に努める。【警察庁、外務省】

(47) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

【施策番号209】

各府省庁において、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、研修の実施やシンポジウムの開催など様々な機会を通じて、このような犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸

成に努める。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】（再掲：第5、1（11）（242））

2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

(1) 犯罪被害者等の状況把握等のための調査実施に向けた検討

【施策番号210】

警察庁において、法務省及び厚生労働省並びに犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の協力を得て、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等を始め、犯罪被害者等が置かれている状況等を把握するための調査を実施する方向で検討する。【警察庁】

(2) 暴力の被害実態等の調査の実施

【施策番号211】

内閣府において、配偶者からの暴力被害、性犯罪被害等、暴力の被害実態等を把握する調査を実施する。【内閣府】

(3) 法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査

【施策番号212】

法務省において、性犯罪被害者、子供、障害者、外国人等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、各種犯罪による被害の動向及び犯罪被害者に関する各種施策についての調査を行う。【法務省】

(4) 犯罪被害者等の精神健康の状況とその回復に資する研究

【施策番号213】

厚生労働省において、犯罪被害者等の精神的健康の回復に資する地域における犯罪被害者等に対する支援のモデルの研究など、心の健康づくりを推進する研究を継続的に行い、高度な犯罪被害者等支援が行える専門家育成や地域での対応の向上に活用する。【厚生労働省】

(5) 児童虐待防止対策に関する調査研究

【施策番号214】

厚生労働省において、児童虐待防止対策に関する必要な調査研究を実施する。【厚生労働省】

(6) 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実

【施策番号215】

警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等を含む専門的な研修、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図る。【警察庁】

(7) 犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能修得

【施策番号216】

警察において、犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う少年補導職員、少年相談専門職員について、講習・研修等により、カウンセリングの技法等必要な専門技術等を修得できるよう努めるとともに、専門的能力を備えた者の配置に努める。【警察庁】

(8) 法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等

【施策番号217】

ア 法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。【法務省】（再掲：第2、3（1）キ（103）、第3、1（20）（138））

【施策番号218】

イ 法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施

設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。【法務省】（再掲：第2、3（1）オ（101））

(9) 学校における相談対応能力の向上等

【施策番号219】

文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学校で、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、継続的に適切な対応ができるよう、必要に応じ、教員加配を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組む。また、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の理解を深め、指導力の向上に努める。【文部科学省】（再掲：第4、1（34）ア（189））

(10) 虐待を受けた子供の保護等に携わる者の研修の充実

【施策番号220】

厚生労働省において、虐待を受けた子供の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を図るための研修の充実を図る。【厚生労働省】

(11) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

【施策番号221】

警察庁において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、同団体が行う研修内容への助

言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般（必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等）をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。また、地域における犯罪被害者等支援体制の整備を促進するため、地方公共団体職員のほか民間支援員も参加する研修の実施に努める。【警察庁】（再掲：第4、1（11）（164））

(12) 民間の団体の研修に対する支援

【施策番号222】

警察、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、それらの団体が実施するボランティア等の養成・研修への講師の派遣等の支援に努める。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

(13) 日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウの提供

【施策番号223】

日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者支援業務の実施を通じて同センターが蓄積した情報やノウハウについて、研修や講習を通じて犯罪被害者支援に携わる関係者に提供する。【法務省】

3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

(1) 民間の団体への支援の充実

【施策番号224】

ア 警察及び厚生労働省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的援助の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行う。【警察庁、厚生労働省】

【施策番号225】

イ 法務省、文部科学省及び国土交通省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携

わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行う。【法務省、文部科学省、国土交通省】

(2) 預保納付金の活用

【施策番号226】

金融庁及び財務省において、平成25年度から実施している預保納付金事業について、犯罪被害者等の子供への奨学金を貸与制から給付制に変更するとともに、犯罪被害者等支援団体への助成対象に相談員の育成に必要な費用を追加することとし、平成28年度中を目途にその募集等を開始する。【金融庁、財務省、警察庁】（再掲：第1、2（7）（18））

(3) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等

【施策番号227】

警察庁において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が開催するシンポジウムや講演会について、その意義や趣旨に賛同できるものについては、その効果の波及性等も踏まえつつ、後援するほか、シンポジウム等の開催について、地方公共団体を始めとする公的機関に対して周知するとともに、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の様々な媒体を活用し、広く一般に広報するなどし、民間団体の活動を支援する。また、関係省庁及び地方公共団体向けに配信している「犯罪被害者等施策メールマガジン」を、配信を希望する犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対しても配信するなどし、関係省庁や民間団体等における犯罪被害者等のための新たな制度や取組について情報提供を行う。さらに、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携・協力の充実・強化を働き掛け、地域における途切れることのない支援の実施を促進する。【警察庁】

(4) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に関する広報等

【施策番号228】

警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、

政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の意義・活動等について広報する。【警察庁】（再掲：第5、1（15）ア（249）

【施策番号232】

文部科学省において、引き続き、学習指導要領に基づき、生命の尊さについて理解し、かけがえない生命を尊重するための教育を推進する。【文部科学省】

(5) 寄附税制の活用促進と特定非営利活動促進法の円滑な施行

【施策番号229】

内閣府において、累次の改正により拡充されている寄附税制の活用促進や特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の円滑な施行に努める。また、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人等も含めた、全国の特定非営利活動法人の情報を検索できるホームページの管理・運用を行うなど、市民活動に関する情報提供に努める。【内閣府】

【施策番号233】

文部科学省において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進に努める。【文部科学省】

(6) 警察における民間の団体との連携・協力の強化

【施策番号230】

警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携の一層の強化を図るとともに、これらの団体による支援を充実させるための指導・助言を行う。【警察庁】

【施策番号234】

文部科学省において、非行防止教室等で、警察等の関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する学習の充実を図る。【文部科学省】

(7) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導

【施策番号231】

都道府県公安委員会において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体に対して改善命令を始めとする指導を行う。その他の民間被害者支援団体に対しても、適切な支援活動が行われるよう、その運営及び活動に協力する。【警察庁】

【施策番号235】

文部科学省において、子供がいじめ・虐待・暴力行為等の被害にあった場合の対応について主体的に学ぶよう、地域の実情に応じた取組がなされるよう教育委員会に促す。【文部科学省】

(2) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

(3) 学校における犯罪被害者等に関する学習の充実

(4) 子供への暴力抑止のための参加型学習への取組

(5) 家庭における命の教育への支援の推進

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

(1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

【施策番号237】

警察において、教育委員会等関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識の

かん養等に努めるほか、広く国民の参加を募った、犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努める。【警察庁、文部科学省】

- (7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

【施策番号238】

法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させることを通じ、他者の生命・身体・自由等を傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、平成17年5月に発足した法教育推進協議会を通じた取組に努める。【法務省】

- (8) 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施

【施策番号239】

警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間(11月25日から12月1日まで)」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施する。また、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の参加・協力を得て、犯罪被害者週間を中心に犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう要請する。【警察庁】

- (9) 犯罪被害者支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発の実施

【施策番号240】

警察庁において、関係省庁のほか、犯罪被害者支援に関わりの深い医療、福祉、教育、法曹関係の職能団体等の協力を得て、当該団体等に属する者に対して積極的に犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性等に関する広報啓発を実施し、その理解の増進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の

醸成を図る。【警察庁】

- (10) 一般国民に対する効果的な広報啓発の実施

【施策番号241】

警察庁において、犯罪被害者等に関する国民の意識について実態把握を行い、犯罪被害者支援に対する国民の関心を高めるよう、学校や民間企業等の協力を得るなどし、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者支援の重要性等について、効果的な広報啓発を行う。また、犯罪被害者支援に関する標語を広く募集するなどし、国民が犯罪被害者支援について考える機会を提供し、その理解促進を図る。さらに、訴えかけたい対象等に応じた効果的な広報啓発ができるよう、幅広く民間企業等に協力を要請する。【警察庁】

- (11) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

【施策番号242】

各府省庁において、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、研修の実施やシンポジウムの開催など様々な機会を通じて、このような犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に努める。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】(再掲：第4、1、(47)(209))

- (12) 犯罪被害者支援のための情報提供

【施策番号243】

内閣府において、配偶者からの暴力等被害者に対する支援情報等をホームページ等で提供する。【内閣府】

- (13) 若年層に対する広報・啓発

【施策番号244】

内閣府において、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないようにするため、若年層向けのパンフレットの配布等を通じ、若年層に対する予防啓発の取組を推進する。【内閣府】

(14) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発事業の実施

【施策番号245】

ア 内閣府において、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するため、関係省庁、地方公共団体、女性団体その他の関係団体と連携・協力し、広報啓発活動を実施する。【内閣府】

【施策番号246】

イ 内閣府において、全国交通安全運動の期間を中心に、各種の啓発事業が交通事故被害者等の理解と協力が得ながら展開されるよう努める。【内閣府】

【施策番号247】

ウ 法務省において、人権週間を中心に、様々な広報媒体も通じつつ、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を求めため講演会・研修会等の啓発活動を実施する。【法務省】

【施策番号248】

エ 厚生労働省において、児童虐待の範囲、現状やその防止に向けての取組を広く国民に周知させるため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、11月の児童虐待防止推進月間に、ポスターの作成及び全国フォーラムの開催など集中的な広報啓発活動を実施する。【厚生労働省】

(15) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

【施策番号249】

ア 警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の意義・活動等について広報する。【警察庁】（再掲：第4、3（4）（228））

【施策番号250】

イ 警察庁において、各都道府県警察に対し、民間被害者支援団体等と連携し、マスコミ広報、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、

各種会合での講話等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を促進するよう指導する。【警察庁】

【施策番号251】

ウ 警察庁において、広報啓発用の冊子「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者等支援施策の掲載等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理解増進に努める。【警察庁】

【施策番号252】

エ 警察庁において、スマートフォン等からのアクセスが可能な媒体を始めとする各種広報媒体を活用し、少年の犯罪被害の防止等に向けた情報提供に努める。【警察庁】

(16) 国民の理解の増進を図るための情報提供の実施

【施策番号253】

警察庁において、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助に精通した有識者を招き、関係省庁、地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催するとともに、その概要をインターネット等で国民向けに情報提供する。【警察庁】

(17) 調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民の理解の増進

【施策番号254】

関係府省庁において、諸外国における犯罪被害者支援に係る各種施策を含めて犯罪被害者等に関わる調査研究を実施した場合には、当該調査の結果について、犯罪被害者等への理解を深めるための広報啓発に活用する。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

(18) 犯罪被害者等に関する情報の保護

【施策番号255】

警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プ

ライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。【警察庁】（再掲：第2、2（7）オ（84））

- (19) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

【施策番号256】

警察において、被害者が特定されないよう工夫した上で、ウェブサイト上等に性犯罪を含め身近な犯罪の発生状況を掲載するなどにより、都道府県警察が地域住民に対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機になり得るような情報提供に努める。【警察庁】

- (20) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進

【施策番号257】

ア 警察において、交通事故の被害者等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し交通安全講習会で配布することや、交通安全の集い等における被害者等の講演を実施することを通じ、交通事故の被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する国民の理解増進に努める。【警察庁】

【施策番号258】

イ 警察において、各都道府県警察での運転者等に対する各種講習において、交通事故の被害者等の切実な訴えが反映された映画、手記等の活用や、被害者等の講話等により被害者等の声を反映した講習を実施する。【警察庁】

- (21) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

【施策番号259】

警察において、国民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十分に図れるよう、事故類型、軽傷・重傷の別、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等について周知を図る。【警察庁】

- (22) 交通事故統計データの充実

【施策番号260】

ア 交通安全白書において、交通事故負傷者数の重傷・軽傷の内訳を掲載し、統計データの充実を図る。【内閣府】

【施策番号261】

イ 警察庁において、犯罪被害者白書における交通被害者に関する統計について、掲載の充実を図る。【警察庁】

- * 1 各大学のカリキュラム改革に資するよう、平成13年3月に文部科学省の「医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議」において、全ての医学生が卒業までに最低限習得すべき教育内容をガイドラインとして示したもの。
- * 2 救急現場から医療機関に搬送されるまでの間において、救急救命士等が行う救急医療活動について、医師による指示、指導・助言、事後検証を行い、その質を保障する体制。

3. 第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）
 4. 第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）の実施状況の評価（令和2年10月29日犯罪被害者等施策推進会議決定）

4. 第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）の実施状況の評価 （令和2年10月29日犯罪被害者等施策推進会議決定）

第1 損害回復・経済的支援等への取組

項目	講じられた主な施策	評価
1 損害賠償の請求についての援助等	・加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査の実施	第198回国会において、債務者の財産状況の調査に関する制度の実効性の向上を目的の一つとした民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第2号）が成立している。日本弁護士連合会の協力を得て実施した調査において、債務名義等を得たにもかかわらず回収できなかった理由として、債務者の資力不足、財産開示手続の実効性等の回答が得られたところ、本改正は、加害者の損害賠償責任の実現に資するものと考えられるが、今後、施行後の状況を踏まえて検討を重ねていく必要がある。
2 給付金の支給に係る制度の充実等	・犯罪被害給付制度に関する検討 ・カウンセリング等心理療法の費用の公費負担 ・地方公共団体による見舞金制度等の導入促進	「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」が平成29年7月に取りまとめた提言の内容を踏まえ、重傷病給付金の給付期間の延長、仮給付の柔軟化、遺児への手厚い支援及び親族間犯罪被害に係る支給基準の抜本的見直しを内容とする犯罪被害給付制度の改正を行い、30年4月1日から施行されている。本制度改正は、必要な調査結果等を踏まえて行われた、犯罪被害者の遺族等との検討会における議論の結果を反映したものであり、現下の課題に対して一定のあるべき方向性を示したといえる。今後は、都道府県警察等の支援の現場に対して、改正の趣旨や内容等を踏まえ適正に制度を運用するよう指導していく必要がある。 警察庁において、都道府県警察に対し、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるよう指示が行われているところ、これまで44の都道府県警察において配置が行われている。また、平成28年度から、犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診療料又はカウンセリング料を公費で負担する制度に要する経費について予算措置を講じており、30年7月までに、全国警察において制度の整備がなされている。今後も引き続き、都道府県警察に対し、同制度の適切な運用及び周知に取り組むよう指導していく必要がある。 地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請していたところ、地方公共団体による見舞金制度等の導入が進んでいる。今後も引き続き、これら制度の導入を要請する必要がある。
3 居住の安定	・公営住宅への優先入居等 ・被害直後及び中期的な居住場所の確保	犯罪被害者等の公営住宅への優先入居等については、着実に推進されているといえる。 また、平成28年度からは、一時保護所が満床でなくても婦人相談所による一時保護委託が可能となる対象として、ストーカーや性犯罪・性暴力の被害者を追加することにより、犯罪被害者等の居住場所の確保に関する利便性が拡大したものと見える。 引き続き、犯罪被害者等の利便性も考慮しつつ、犯罪被害者等の居住場所の確保に取り組むとともに、上記制度の周知を図る必要がある。
4 雇用の安定	・被害回復のための休暇制度の周知・啓発	被害回復のための休暇制度については、アンケートによる実態把握を行った結果、いまだ十分な認知がなされていない状況にあるといえる。引き続き、民間企業のほか、行政機関も含めて社会全体として被害回復のための休暇制度の認知度を高めるための取組を行っていく必要がある。

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

項目	講じられた主な施策	評価
<p>1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実等 ・犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進 ・ワンストップ支援センターの設置促進 	<p>「PTSD（心的外傷後ストレス障害）対策専門研修事業」を公募し、事業を適切に実施しているところ、当該研修内容には犯罪被害者等の精神的被害及び犯罪被害者等施策に関する議論も含まれているほか、研修終了後には各地方自治体に研修終了者名簿を送付しており、相談体制の充実が図られているといえる。引き続き、同研修の内容の充実を図るなどして、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を推進していく必要がある。</p> <p>平成29年3月に「医学教育モデル・コア・カリキュラム」を改訂した際に、従来の「ストレス関連疾病（外傷後ストレス障害〈PTSD〉を含む）の症候と診断を説明できる。」といった目標を最新の国際的な診断基準に基づき「不安障害群と心的外傷及びストレス因関連障害群の症候と診断を説明できる。」という目標へと見直しており、30年度から、改訂された内容に沿った教育が実施され、犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進が図られたといえる。引き続き、犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進について検討していく必要がある。</p> <p>都道府県による性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置について、令和2年までに各都道府県に少なくとも1か所設置するとの目標を掲げていたところ、平成29年度に創設した「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」を活用し、30年10月に全都道府県において設置を完了している。引き続き、各都道府県の実情に応じたワンストップ支援センター等の増設について検討を進め、施策を講じるとともに、同センターの運営の安定化及び質の向上を図るため、各地方公共団体の実情に応じた取組の支援の充実に努める必要がある。</p>
<p>2 安全の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等 	<p>平成30年4月に施行された児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）では、虐待を受けている子供等の保護を図るため、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができることとするなど、司法関与を強化するなどの措置を講じることとされた。また、緊急総合対策に基づき、子供の安全確認ができない場合の立入調査の実施等全ての子供を守るためのルールの徹底等に取り組み、児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制の整備を進めた。今後は、児童虐待防止対策体制総合強化プランによる児童相談所における児童福祉司等の増員や、令和元年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）による児童相談所における医師及び保健師の配置の義務化等、更なる体制の強化及び運用面の充実を図る必要がある。</p>
<p>3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員等に対する研修の充実等 	<p>犯罪被害者等に接する職員等に対する研修等を充実させることにより、犯罪被害者等の心情に対する理解を深め、職員等の対応の向上が図られていると評価することができるが、犯罪被害者団体等からは、引き続き犯罪被害者等の心情等に配慮した対応を望む声があることから、今後とも、職員等に対する研修の一層の充実を図っていく必要がある。</p>

第3 刑事手続への関与拡充への取組

項目	講じられた主な施策	評価
1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等	・ 刑事の手続等に関する情報提供の充実	刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等については、これまでの取組により着実に進展が図られているところ、それら制度の情報提供に関しても、SNS等の各種媒体において充実が図られてきている。今後は、必要に応じて、犯罪被害者等の意見等も踏まえつつ、制度の活用状況について検証を行い、改善すべき問題点等が認められれば、改善していく必要がある。

第4 支援等のための体制整備への取組

項目	講じられた主な施策	評価
1 相談及び情報の提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体における総合的対応窓口の設置の促進等 ・ 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進 ・ 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大 	<p>地方公共団体に対し、犯罪被害者等に適切な情報提供を行う総合的対応窓口の設置を要請していたところ、全地方公共団体において設置が完了した。今後は、総合的対応窓口の認知度を向上させて利用を促進するとともに、犯罪被害者等のニーズに沿った適切な支援を提供するため、専門職の活用等の機能の充実促進を図る必要がある。</p> <p>地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進のため、犯罪被害者等に関する条例の制定等について各種媒体を通じて情報提供を行っているところ、全国の地方公共団体において犯罪被害者等に関する条例を制定する動きが広がっている。引き続き、地方自治の観点とのバランスを取りながら、犯罪被害者等支援により資する形で条例の整備が進むよう、情報提供等を行っていく必要がある。</p> <p>平成29年に、性犯罪被害者がより相談しやすくなるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号（#8103（ハートさん））を導入し、令和元年度から全国で24時間運用及び無料化を行っており、その利便性は大きく拡大した。今後は、当該制度の積極的な広報周知を図っていく必要がある。</p>
2 調査研究の推進等	・ 「犯罪被害者等施策に関する世論調査」、「犯罪被害類型別調査」、「犯罪被害実態調査」等の実施	関係府省庁において、犯罪被害者等に関する各種調査研究が実施された。引き続き、必要に応じて、犯罪被害者等の置かれた状況等に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえた施策を推進していくとともに、調査結果については、犯罪被害者等に対する国民の理解の増進を図るため、広く公表していく必要がある。
3 民間の団体に対する援助	・ 民間の団体への支援の充実	犯罪被害者等の支援を行う民間の団体への財政的援助の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の支援を行い、その充実が図られたといえる。今後も、民間団体による適切な被害者支援活動が行われるよう、引き続き、犯罪被害者等早期援助団体を含む民間被害者支援団体の運営及び活動に協力していく必要がある。

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

項目	講じられた主な施策	評価
1 国民の理解の増進	・犯罪被害者等施策に関する広報啓発等の実施	関係府省庁では、犯罪被害者週間に合わせて犯罪被害者等施策に関する集中的な広報・啓発活動を実施したほか、ポスター、インターネット等の様々な媒体を通じて広報啓発を実施し、犯罪被害者等支援に関する国民の理解増進に努めた。今後も、犯罪被害者等施策について、より広く国民の理解を得るとともに、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図るため、広報の手法や媒体の多様化に努めるほか、学校等に幅広く協力を得るなどして、国民一般を広く対象とする広報啓発活動を一層強化する必要がある。

○ 総括

第3次犯罪被害者等基本計画は、第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）に引き続き、4つの基本方針及び5つの重点課題を掲げ、これらに基づき、関係府省庁が横断的かつ総合的な施策を展開してきた。これらの施策については、着実に推進が図られ、一定の成果を挙げたものと評価することができる。

しかしながら、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体等からは、依然として、多岐にわたる要望・意見が寄せられている。それらの要望・意見からは、犯罪被害者等が中長期的な支援を必要としていることが見受けられ、その支援を含め更なる取組を検討する必要がある。また、依然として、性犯罪や児童虐待等が発生しているところ、それら犯罪被害の特徴として、被害者が、自ら声を上げることができないなどの理由から、被害が潜在化しやすいことが挙げられ、支援のニーズを把握することが困難な被害者に対する支援等についても、引き続き検討していく必要がある。

4. 第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）の実施状況の評価（令和2年10月29日犯罪被害者等施策推進会議決定）
5. 第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定）

5. 第4次犯罪被害者等基本計画 （令和3年3月30日閣議決定）

はじめに

平成16年12月に犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）が制定され、我が国は、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出した。

基本法に基づき、「犯罪被害者等基本計画」（平成17年12月27日閣議決定。以下「第1次基本計画」という。）、「第2次犯罪被害者等基本計画」（平成23年3月25日閣議決定。以下「第2次基本計画」という。）及び「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定。以下「第3次基本計画」という。）がそれぞれ策定され、これらの計画の下で、犯罪被害者等のための施策は大きく進展した。

例えば、第1次基本計画及び第2次基本計画の下で、犯罪被害給付制度の拡充、損害賠償命令制度の創設、被害者参加制度の創設・拡充等が図られた。また、第3次基本計画の下で、重傷病給付金の給付期間の延長、仮給付金の額の制限の見直し、幼い遺児がいる場合における遺族給付金の額の引上げ及び親族間犯罪における減額・不支給事由の見直しを内容とする犯罪被害給付制度の一層の拡充が行われたほか、平成30年7月までに、カウンセリング費用の公費負担制度が全国で整備された。さらに、同年10月までに、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（被害直後からの医療的支援、法的支援、相談を通じた心理的支援等を総合的に行うために設置された組織。以下単に「ワンストップ支援センター」という。）が全ての都道府県に設置された。加えて、平成31年4月までに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口が全ての地方公共団体に設置された。

しかしながら、犯罪被害者等は今なお多くの問題を抱えており、犯罪被害者等やその援助を行う民間の団体等からは、犯罪被害者等に対する中長期的な支援の充実をはじめ、依然として多岐にわたる意見・要望が寄せられている。

また、性犯罪・性暴力、児童虐待等が深刻な社会問題となる中、自ら被害を訴えることが困難で、支

援の手が十分に行き届いていない犯罪被害者等の声なき声にも耳を傾けなければならない。

さらに、被害の形態、犯罪被害者等の属性、犯罪被害者等が直面している困難な状況等も多岐にわたるため、犯罪被害者等の個々の事情に一層配慮した支援が求められている。

犯罪被害者等が一日も早く被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等一人一人に寄り添ったきめ細かな充実した支援が必要であり、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等が緊密に連携・協力し、取組の一層の強化を図っていかなければならない。

そして、このような取組をより実効的に行うためには、犯罪被害者等に対する国民各層の理解・関心を深め、犯罪被害者等を社会全体で支えていく気運を一層醸成する必要がある。

令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大、近時のデジタル化の進展等により、社会生活は大きな変化を遂げている。犯罪被害者等のための施策は、こうした社会生活の変化に対応しつつ、一層の充実が図られる必要があり、デジタル技術その他の新たな手法等も取り入れながら、着実に推進されなければならない。

今般、第3次基本計画の計画期間が令和3年3月末で終了することから、犯罪被害者等の権利利益の保護が一層図られる社会の実現を目指し、「第4次犯罪被害者等基本計画」（以下「第4次基本計画」という。）を策定することとする。

I 第4次基本計画の策定方針及び計画期間

1 第4次基本計画の策定方針

第4次基本計画の策定に当たっては、犯罪被害者等やその支援に携わる者をはじめ、広く国民各層から第3次基本計画の見直しに関する意見・要望を募集するとともに、犯罪被害者団体、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等から個別に意見・要望を聴取したところ、148名・75団体から合計で約530項目の意見・要望が寄せられた。そして、当該意見・要望を踏まえ、第4次基本計画の策定に向けて重点的に検討すべき論点を抽出し、第3次基本計画に盛り込まれている施策の一層の充実も含め、第4次基本

計画に盛り込むべき施策について議論を重ねた。

なお、第4次基本計画における「犯罪被害者等」とは、基本法第2条第2項に規定される定義のとおり、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいい、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴及び解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等の被害を受けた場所等による限定は一切付されていない。当然ながら、個々の施策の対象となる者については、施策ごとに適切に設定されるべきものである。

2 計画期間

第4次基本計画に盛り込まれた施策については、その進捗状況、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等を踏まえ、一定の期間で適切に見直しを行う必要があることから、計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年とする。

II 基本方針

第4次基本計画においても、第1次基本計画から第3次基本計画までと同様、基本法第3条の基本理念等を踏まえ、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利利益の保護を図るという目的を達成するため、個々の施策の策定・実施に関し、次の4つの基本方針を定めることとする。

〔4つの基本方針〕

① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること。

基本法第3条第1項は、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と規定している。

犯罪被害者等は我々の隣人である。また、社会に生きる誰もが犯罪等の被害に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にある。したがって、犯罪被害者等のための施策は、例外的な存在としての犯罪被害者等に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえのない一員として当然に保障されるべき犯罪被害者等の権利利益の保護を図るためのものであり、犯罪被害者等が、その尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していること

を視点に据え実施されなければならない。

② 個々の事情に応じて適切に行われること。

基本法第3条第2項は、「犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。」と規定している。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利利益の保護を図るために実施されるものであることから、犯罪被害者等の具体的事情を正確に把握し、その変化にも十分留意しながら、個々の事情に応じて適切に実施されなければならない。

また、自ら被害を訴えることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等や、自己が直接の犯罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が被害に遭ったこと等により心身に悪影響を受けるおそれがある子供等のニーズを正確に把握し、適切に実施されなければならない。

③ 途切れることなく行われること。

基本法第3条第3項は、「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。」と規定している。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が現に直面する困難な状況を打開することに加え、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになることを見据えて実施されるべきであり、そのためには、犯罪被害者等支援を目的とした制度以外の制度や民間の取組等も十分活用し、犯罪被害者等の生活再建を支援するという中長期的な視点が必要である。その上で、犯罪被害者等のための施策は、全ての犯罪被害者等が必要な時に必要な場所で適切に支援を受けることができるよう、途切れることなく実施されなければならない。

④ 国民の総意を形成しながら展開されること。

基本法第6条は、「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。」と規定している。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、

その名誉又は生活の平穏を害されることなく共に地域で生きていくことができるようにするため、犯罪被害者等のための施策に協力するという国民の総意を形成する観点から、国民の信頼が損なわれることのないよう適切に実施されなければならない。

Ⅲ 重点課題

第4次基本計画においても、第1次基本計画から第3次基本計画までと同様、犯罪被害者等やその支援に携わる者等からの意見・要望等を踏まえ、大局的な課題として、次の5つの重点課題を掲げることとする。

なお、個々の施策の実施に当たっては、各重点課題に対する当該施策の位置付けを明確に認識し、関係府省庁の施策が横断的かつ総合的に推進・展開されるよう努める必要がある。

〔5つの重点課題〕

① 損害回復・経済的支援等への取組

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった様々な被害を受けるほか、高額な医療費の負担や収入の途絶等により、経済的に困窮することが少なくない。また、自宅が事件現場となったこと、加害者から逃れる必要があること等の理由から住居を移す必要が生じることや、犯罪等による被害や刑事に関する手続等に伴う負担についての雇用主等の無理解等の理由から、雇用関係の維持に困難を来すことも少なくない。

もとより、犯罪等により生じた損害について、第一義的責任を負うのは加害者であるが、犯罪被害者等からは、加害者の損害賠償責任が果たされず、十分な賠償を受けることができないことに対する不満の声が寄せられている。したがって、犯罪被害者等が直面している経済的な困難を打開するため、加害者の損害賠償責任の実現に向けて必要な検討等を行うとともに、犯罪被害者等支援を目的とした制度以外の制度や民間の取組等の活用推進も含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組を行わなければならない。

② 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

犯罪被害者等の多くは、犯罪等により、その生命・身体に重大な被害を受ける。また、多くの場合、犯罪等により直接生じる精神的・身体的・財産的被害のみならず、自らやその家族が犯罪行為等の対象となったという事実からも精神的被害を受ける。さらに、再被害を受けたことに伴う恐怖・不安又は将来再被害を受けることに対する恐怖・不安を抱く場合や、捜査・公判の過程、医療、福祉等の場で配慮に欠ける対応を受けたことにより、いわゆる二次的被害を受ける場合もある。

したがって、犯罪被害者等が受ける精神的・身体的被害を回復・軽減し、又は未然に防止するための取組を行わなければならない。

特に、性犯罪・性暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、ワンストップ支援センターの体制強化等により、支援を一層充実させる必要がある。

また、児童虐待、ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案は、繰り返し行われて被害が深刻化することが少なくなく、生命・身体に重大な危害が及ぶ場合もあることから、被害を防止するための対策を強化するとともに、相談につながりやすく、安全が確保され、適切に支援を受けることができるようにするための取組の一層の充実を図る必要がある。

③ 刑事手続への関与拡充への取組

事件の正当な解決は、犯罪被害者等の被害の回復に不可欠であり、また、解決に至る過程に犯罪被害者等が関与することは、その精神的被害の回復に資する面もある。したがって、刑事に関する手続や少年保護事件に関する手続が、国家・社会の秩序維持、個人の人権の保障、少年の健全育成等の様々な考量困難な要請に応えるものでなければならないことを前提としつつ、「事件の当事者」である犯罪被害者等が、これらの手続に適切に関与することができるよう、その機会を拡充するための取組を行わなければならない。

また、刑の執行段階等や保護観察における加害者処遇に関し、犯罪被害者等やその支援に携わる者等から、犯罪被害者等に対する一層の情報提供や犯罪被害者等の心情等の加害者処遇への一層の反映を求める声が寄せられていることを踏まえ、加害者処遇

における犯罪被害者等の立場や心情等への配慮等を一層充実させる必要がある。

④ 支援等のための体制整備への取組

被害直後から様々な困難な状況に直面する犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、全ての犯罪被害者等が、必要な時に必要な場所で情報の入手や相談を行うことができ、専門的な知識・技能に裏付けられたきめ細かな支援を受けることができるよう、地方公共団体や犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等と共に、継ぎ目のない支援体制を構築していく必要がある。

また、犯罪被害者等は、被害直後から、医療・福祉、住宅、雇用等の生活全般にわたる支援を必要としている。さらに、犯罪被害者等が被害から回復するためには時に長い時間を要し、その間、犯罪被害者等のニーズは変化していく。加えて、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等により、必要な支援の内容も変わり得る。したがって、犯罪被害者等を中長期的に支援するため、必要な体制整備への取組が行われなければならない。

その上で、単一の関係機関・団体等の取組による支援には限界があることから、犯罪被害者等に対し継ぎ目のない中長期的な支援を実施するためには、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等が相互に連携・協力し、被害直後から様々な関係機関・団体等が協働して、重層的な支援を行うことができる体制を構築していく必要がある。

また、犯罪被害者等がいつでも適切な支援を受けることができるよう、国による犯罪被害者等施策のほか、地方公共団体や犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等による取組等についても、適切に周知する必要がある。

⑤ 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

犯罪被害者等のための施策の効果は、国民の理解・協力がなければ十分に発揮されない。犯罪被害者等は、地域社会において配慮・尊重され、支えられることで初めて平穏な生活を回復することができることから、犯罪被害者等のための施策の実施と国民の理解・協力は車の両輪である。

したがって、インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及にも配慮しつつ、様々な機会や媒体を通じ、教育活動、広報

啓発活動等を継続的に行うなどして、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等に関する国民の理解・共感を深め、犯罪被害者等への配慮・尊重と犯罪被害者等のための施策への国民の協力を確保するための取組を推進しなければならない。

IV 推進体制

第4次基本計画においても、第1次基本計画から第3次基本計画までと同様、犯罪被害者等のための施策が全体として効果的・効率的に実施されるよう、基本法第7条、第8条第5項において準用する同条第3項及び第4項、第10条並びに第23条の規定に基づく事項並びに基本法第24条第2項に規定する犯罪被害者等施策推進会議の所掌事務に関連する事項について、具体的施策を掲げ、推進体制を整備することとする。

[基本法に基づく事項等]

- ① 国の行政機関相互の連携・協力
- ② 国と地方公共団体との連携・協力
- ③ 国とその他様々な関係機関・団体等との連携・協力
- ④ 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映
- ⑤ 施策の策定過程の透明性の確保
- ⑥ 施策の実施状況の検証・評価・監視等
- ⑦ 年次報告等によるフォローアップの実施
- ⑧ 犯罪被害者等基本計画（以下「基本計画」という。）の見直し

[今後講じていく施策]

(1) 国の行政機関相互の連携・協力

犯罪被害者等施策推進会議を活用し、関係府省庁間で重要事項の審議等を行い、必要な施策を実施する。また、関係府省庁等の間での随時の連絡調整を一層緊密に行い、犯罪被害者等施策推進会議及び警察庁において、犯罪被害者等のための施策以外の施策に係る中長期的の方針等も踏まえ、各種施策と連携した犯罪被害者等のための施策の総合的な推進を図る。

平成28年4月に犯罪被害者等のための施策に係る業務が内閣府から国家公安委員会(警察庁)

に移管されたことを受け、施策の実施に当たっては、現場に近いところで犯罪被害者等と密接に関わり、各種施策を実施している国家公安委員会（警察庁）において、よりきめ細かな取組の推進を図り、関係府省庁が一層連携・協力し、犯罪被害者等のための施策を強力に推進する。

(2) 国と地方公共団体との連携・協力

警察庁において、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議等を活用し、国と地方公共団体との連携・協力を確保し、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえながら犯罪被害者等のための施策を実施することができるよう、地方公共団体の担当部局との情報共有等を図る。

(3) 国とその他様々な関係機関・団体等との連携・協力

関係府省庁において、行政機関以外の国の機関、犯罪被害者団体、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体、事業者団体等の様々な関係機関・団体等と連携・協力し、犯罪被害者等のための施策を実施する。

(4) 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映

警察庁において、犯罪被害者団体、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等から定期的に意見を聴取する機会を設けるとともに、様々な媒体を通じて、広く犯罪被害者等から意見を募集する。

なお、これらの意見については、関係府省庁において、適切に施策に反映させるよう努める。

(5) 施策の策定過程の透明性の確保

警察庁において、犯罪被害者等施策推進会議の議事録等の迅速な公開に努めるとともに、犯罪被害者等施策に関するウェブサイト、犯罪被害者等のための施策に関する情報提供窓口として適切に運用する。

(6) 施策の実施状況の検証・評価・監視等

犯罪被害者等施策推進会議において、基本計画の推進による効果、犯罪被害者等のための施策の実施状況に関する検証・評価を行い、関係府省庁における効果的かつ適切な施策の実施を推進するとともに、施策の検討・策定・実施状況について、適時適切に監視を行う。また、当該検証等の結果を勘案して必要があると認める

ときは、施策の在り方に関し、関係行政機関に意見を述べる。

(7) 年次報告等によるフォローアップの実施

警察庁において、定期的に必要な調査を実施し、犯罪被害者等のための施策の進捗状況を点検するとともに、点検結果に基づき、犯罪被害者等施策推進会議が行う施策の実施状況の監視と連携し、施策の一層の推進を図る。当該点検においては、施策の進捗状況の定量的な把握に努め、これが困難な場合も可能な限り定性的に把握する。また、警察庁において、年次報告等を通じて点検結果を公表する。

(8) 基本計画の見直し

犯罪被害者等施策推進会議において、犯罪被害者等のニーズ、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化、犯罪被害者等のための施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じ、基本計画の見直しを行う。

V 重点課題に係る具体的施策

第1 損害回復・経済的支援等への取組

1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

(1) 日本司法支援センターによる支援

【施策番号1】

ア 日本司法支援センターが運用する民事法律扶助制度の活用により、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。【法務省】

【施策番号2】

イ 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員に対し、犯罪被害者等の心情等への理解を深め、その心情等を適切に聴取できるよう研修を実施する。また、引き続き、弁護士会等と連携し、犯罪被害者等支援の経験や理解のある弁護士の確保に努めるとともに、犯罪被害者等の個別の状況に応じた必要なサービスが提供できるよう、弁護士の紹介体制の整備に努める。【法務省】

- (2) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実
【施策番号3】
 警察庁及び法務省において連携し、損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介した冊子・パンフレット等について内容の一層の充実を図るとともに、当該制度を周知する。【警察庁、法務省】（再掲：第4-1（220））
- (3) 刑事和解等の制度の周知徹底
【施策番号4】
 法務省において、刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等の制度について周知徹底を図る。【法務省】
- (4) 保険金支払の適正化等
【施策番号5】
 ア 一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構における調停、国土交通省による保険会社に対する立入検査、国土交通大臣による適正な支払を行うことの指示等により、自賠責保険金の支払の適正化を図る。【国土交通省】
【施策番号6】
 イ 金融庁において、犯罪被害者等に直接保険金等が支払われる場合も含め、契約に基づく保険金等の支払が適切に行われるよう、「保険会社向けの総合的な監督指針」（平成17年8月12日策定）等に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢について検証し、保険会社側に問題があると認められる業務・運営については、適切に対応する。【金融庁】
【施策番号7】
 ウ 公益財団法人日弁連交通事故相談センターにおける弁護士による自賠責保険に係る自動車事故の損害賠償の支払に関する無料の法律相談・示談のあっせん等により、適切な損害賠償が受けられるよう支援を行う。【国土交通省】
【施策番号8】
 エ 国土交通省において、ひき逃げや無保険車等の事故による犯罪被害者等に対しては、政府保障事業において、加害者に代わって直接その損害を填補することにより、適切な支援を行う。【国土交通省】
- (5) 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することが可能である旨の周知
【施策番号9】
 法務省において、受刑者に対し、受刑中の者が作業報奨金を犯罪被害者等に対する損害賠償に充当することが法令上可能である旨を引き続き周知する。【法務省】
- (6) 暴力団犯罪による被害の回復の支援
【施策番号10】
 警察において、都道府県暴力追放運動推進センターや弁護士会の民事介入暴力対策委員会等と連携し、暴力団犯罪による被害の回復を支援する。【警察庁】
- (7) 加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査等の実施
【施策番号11】
 ア 警察庁において、関係府省庁等と連携し、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況について実態把握のための調査を実施し、その結果に応じて必要な検討を行う。【警察庁】
【施策番号12】
 イ 法務省において、令和元年5月に成立した民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第2号）の附帯決議を踏まえ、関係府省庁等と連携し、公的機関による犯罪被害者等の損害賠償請求権の履行の確保に関する諸外国における先進的な法制度や運用状況に関する調査研究を実施し、その結果に応じて必要な検討を行う。【法務省】
- 2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）
 (1) 犯罪被害給付制度の運用改善
【施策番号13】
 警察庁において、仮給付制度の効果的な運用その他の犯罪被害給付制度の運用改善、同制度

の関係職員への周知徹底、犯罪被害者等への教示等について都道府県警察を指導するとともに、犯罪被害者等給付金の早期支給に努める。

【警察庁】

(2) 性犯罪被害者の医療費の負担軽減

【施策番号14】

警察庁において、都道府県警察に対し、緊急避妊、人工妊娠中絶及び性感染症等の検査に要する費用、初診料、診断書料等の性犯罪被害者の医療費の公費負担に要する経費を補助する。また、緊急避妊等の公費負担制度ができる限り全国的に同水準で運用され、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものとなるようにするとともに、性犯罪の被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含め、各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する。【警察庁】

(3) カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等

【施策番号15】

警察庁において、公認心理師、臨床心理士の資格を有する部内カウンセラーの確保かつ十分な配置に努めるよう、都道府県警察を指導する。また、警察庁において、カウンセリング費用の公費負担制度ができる限り全国的に同水準で運用されるよう、都道府県警察を指導するとともに、警察において、同制度の周知に努める。

【警察庁】

(4) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置

【施策番号16】

都道府県警察において、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費の公費負担制度の積極的な活用を図る。【警察庁】

(5) 地方公共団体による見舞金制度等の導入促進等

【施策番号17】

警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入を要請する。また、犯罪被害者白書や警察庁ウェブサイト等を通じて、これらの制度を導入している地方公共団体につ

いて、国民に情報提供を行う。【警察庁】

(6) 預保納付金の活用

【施策番号18】

振り込め詐欺等の被害金を原資としている預保納付金については、振り込め詐欺被害の減少に伴い減少が見込まれるところではあるが、そうした状況の中でも、引き続き、犯罪被害者等の子供への奨学金事業及び犯罪被害者等支援団体への助成事業を実施する。【金融庁、財務省、警察庁】（再掲：第4-3（244））

(7) 海外での犯罪被害者等に対する経済的支援

【施策番号19】

警察庁において、国外犯罪被害弔慰金等支給制度の適切な運用が図られるよう、都道府県警察を指導するとともに、警察及び外務省において、同制度の周知に努める。【警察庁、外務省】

3 居住の安定（基本法第16条関係）

(1) 公営住宅への優先入居等

【施策番号20】

ア 国土交通省において、地域の実情等を踏まえた地方公共団体による公営住宅への優先入居や目的外使用の取扱いの推進を図る。【国土交通省】

【施策番号21】

イ 国土交通省において、公営住宅への入居に関し、都道府県営住宅における広域的な対応や市区町村営住宅を管理する市区町村を含む地方公共団体間の緊密な連携を地方公共団体に対して要請していることについて、会議等の場を活用して周知する。【国土交通省】

【施策番号22】

ウ 公営住宅の管理主体から、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅の借上げ要請があった場合は、柔軟に対応する。【国土交通省】

【施策番号23】

エ 国土交通省において、犯罪被害者等の円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会及び居住支援法人の制度を周知するとともに、居住支援協議会及び居住支援法人による犯罪被害者等への住居のマッチング・入居支援等

の取組を支援する。【国土交通省】

【施策番号24】

オ 国土交通省において、関係機関と連携し、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を行う。【国土交通省】

る緊急避難場所の確保に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を補助するとともに、これらの施策が犯罪被害者等の負担軽減に効果的なものとなるよう、都道府県警察を指導する。【警察庁】

【施策番号30】

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

【施策番号25】

ア 厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の適正な運用に努める。【厚生労働省】（再掲：第2-2(90)）

カ 警察庁において、犯罪被害者等にとって身近な公的機関である地方公共団体において居住場所の確保や被害直後からの生活支援に関する取組が適切になされるよう、地方公共団体に対する啓発・情報提供を行う。【警察庁】

【施策番号26】

イ 厚生労働省において、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等に基づき、児童相談所の一時保護所において個別対応ができる職員体制の強化や環境整備を推進する。【厚生労働省】（再掲：第2-2(91)）

(3) 性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援

【施策番号31】

厚生労働省において、地方公共団体やDVシェルターを運営する特定非営利活動法人等が、性犯罪被害者その他の相談者に対し、生活相談や行政機関への同行支援等の自立支援、DVシェルター等を退所した者に対する家庭訪問や社会生活の場（地域活動の場、職場等）への同行、職員による相談対応・助言等、地域生活に定着させるための継続的な支援を一体的に行うために必要な協力を行う。【厚生労働省】

【施策番号27】

ウ 厚生労働省において、婦人相談所における被害女性の安全の確保や心理的ケアが十分に行われるよう、婦人相談所の体制を整備し、夜間・休日を含む緊急時についても、適正かつ効果的な一時保護を実施する。【厚生労働省】

4 雇用の安定（基本法第17条関係）

【施策番号28】

エ 厚生労働省において、一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、婦人保護施設及び母子生活支援施設の機能強化等により、入所者に対する生活支援の充実に努める。また、婦人保護施設において、性暴力被害者に対する心理的ケアや自立支援を推進するとともに、婦人保護施設の利用に関する分かりやすいパンフレットの作成等により、婦人保護施設への理解を広め、その利用促進を図る。【厚生労働省】

(1) 事業主等の理解の増進

厚生労働省において、犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき、次の施策を実施する。

【施策番号32】

ア 母子家庭の母等及び父子家庭の父に対するトライアル雇用事業の適正な運用に努める。【厚生労働省】

【施策番号33】

イ 公共職業安定所における事業主に対する配置や労働条件等の雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助の適正な実施に努める。【厚生労働省】

【施策番号29】

オ 警察庁において、都道府県警察に対し、自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど、居住が困難で、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合等に犯罪被害者等が利用でき

【施策番号34】

ウ 公共職業安定所における求職者に対するきめ細かな就職支援の適正な実施に努める。【厚生労働省】

(2) 個別労働紛争解決制度の周知徹底等

【施策番号35】

ア 厚生労働省において、犯罪被害者等に係る個別労働紛争の解決に当たって、個別労働紛争解決制度について周知徹底を図るとともに、同制度の適正な運用に努める。【厚生労働省】

【施策番号36】

イ 厚生労働省において、事業主との間で生じた労働問題に関し、犯罪被害者等への情報提供、相談対応等を行う公的相談窓口として、労働問題に関するあらゆる分野の相談に専門の相談員がワンストップで対応する総合労働相談コーナーについて周知徹底を図るとともに、その積極的な活用を図る。【厚生労働省】

(3) 犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の周知・啓発

【施策番号37】

犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度についていまだ十分な認知がなされていない状況にあることから、厚生労働省において、企業向け・労働者向けのアンケートによる実態把握を行うとともに、リーフレットや厚生労働省のウェブサイト等により、経済団体や労働団体をはじめ事業主や被雇用者等に対し、あらゆる機会を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や被害からの回復等のための休暇制度等について周知・啓発する。【厚生労働省】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

(1) 「PTSD対策専門研修」の内容の充実等

【施策番号38】

厚生労働省において、医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者等を対象に、「PTSD（心的外傷後ストレス障害）対策専門研修」を実施する。性犯罪被害者を含む犯罪被害者等への適切な対応・治療を行うために必要な、司法を含めた専門的知識と治療に関する内容の充

実を図り、犯罪被害者等の精神的被害や犯罪被害者等施策等に関する知識の普及・啓発を推進する。【厚生労働省】

(2) PTSD等の治療に対応できる医療機関に関する情報提供

【施策番号39】

厚生労働省において、病院等の医療機関の医療機能に関する情報を住民・患者に対して提供する医療機能情報提供制度を運用している。同制度においては、PTSD等の疾病の治療に対応できる医療機関を検索することが可能となっており、引き続き同制度の周知に努める。【厚生労働省】

(3) 医療現場における自立支援医療制度の周知

【施策番号40】

PTSD等の治療に係る自立支援医療（精神通院医療）制度については、厚生労働省において、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知（平成28年4月28日障精発0428第1号）により、犯罪被害者等が適切に同制度を利用できるよう、既に都道府県・指定都市等に周知依頼を行っているところであるが、再度周知徹底を依頼するなど、引き続き周知する。【厚生労働省】

(4) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の推進

【施策番号41】

文部科学省において、医学部関係者が参加する各種会議での要請や「医学教育モデル・コア・カリキュラム」*1等を通じて、医学部においてPTSD等の精神的被害に関する知識・診断技能及び犯罪被害者等への理解を深めるための教育を推進する。また、厚生労働省において、臨床研修の到達目標等を通じて、精神疾患への初期対応と治療の実情に関する医学部卒業生の理解促進を図る。【文部科学省、厚生労働省】

- (5) 犯罪被害者等支援業務に関する精神保健福祉センターの職員の理解促進

【施策番号42】

精神保健福祉センターにおいて犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援が適切に行われるよう、厚生労働省において、同センターの職員が犯罪被害者等支援に関する研修を受講するよう促すなどして、犯罪被害者等支援業務に関する同センターの職員の理解促進を図る。

【厚生労働省】

- (6) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供

【施策番号43】

厚生労働省において、地域の格差なく迅速かつ適切な救急医療が提供されるよう、初期救急、二次救急及び三次救急の救急医療体制の整備を図るとともに、総務省と連携し、メディカルコントロール体制^{*2}の充実強化を図る。【厚生労働省】

- (7) 救急医療における精神的ケアのための体制の確保

【施策番号44】

厚生労働省において、救急医療における犯罪被害者等の精神的ケアに対応するため、救急医療体制における精神科医との連携体制の確保を図る。【厚生労働省】

- (8) 自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等

【施策番号45】

国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構において、自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護・リハビリテーションを受けられる機会の充実等を図るため、療護施設の充実やリハビリテーションの機会の確保に向けた取組を推進する。また、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給等を推進するとともに、相談・情報提供等の介護料受給者への支援の充実・強化を図るほか、在宅で療養生活を送る自動車事故による後遺障害者の介護が様々な理由により困難となる場合に備えた環境整備を推進する。【国土交通省】

- (9) 高次脳機能障害者への支援の充実

【施策番号46】

厚生労働省において、令和2年度から厚生労働科学研究費補助金で実施している「高次脳機能障害の診断方法と診断基準に資する研究」等を踏まえ、引き続き、患者・家族からの相談への対応や高次脳機能障害者への支援の普及啓発等を行う「高次脳機能障害支援普及事業」の実施を支援する。【厚生労働省】

- (10) 子供の被害者等に対応できる思春期精神保健の専門家の養成

【施策番号47】

厚生労働省において、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、児童相談員等を対象に、家庭内暴力や児童虐待等の児童思春期における様々な精神保健に関する問題への対応を習得するための「思春期精神保健研修」を実施する。【厚生労働省】

- (11) 被害少年等のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施

【施策番号48】

厚生労働省において、虐待を受けた子供の児童養護施設等への入所が増加していることを受け、平成23年度には児童養護施設等に心理療法担当職員及び個別対応職員の配置を義務化しており、引き続き適切な援助体制を確保する。具体的には、児童虐待が発生した場合の子供の安全を確保するための初期対応が迅速・確実に行われるよう、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）や令和元年6月に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）等に基づき、児童福祉司（指導及び教育を行う児童福祉司スーパーバイザーを含む。）、児童心理司、保健師、弁護士、医師等の配置を支援する。【厚生労働省】

(12) 里親制度の充実

【施策番号49】

厚生労働省において、被害少年等の保護に資するよう、里親支援機関事業による里親の支援等により、里親制度の充実を図る。【厚生労働省】

(13) 児童虐待への夜間・休日対応の充実等

【施策番号50】

ア 厚生労働省において、児童相談所が夜間・休日を含めいつでも虐待通告等の緊急の相談に対応できるよう、その体制整備に努める。
【厚生労働省】

【施策番号51】

イ 厚生労働省において、虐待を受けた児童に対する医療ケアの重要性に鑑み、地域の医療機関との連携・協力体制の充実に努める。【厚生労働省】

(14) 被害少年等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実

【施策番号52】

文部科学省及び厚生労働省において、被害少年等の保護に関し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、学校と児童相談所等の被害少年等の保護に資する関係機関との連携の充実を図る。【文部科学省、厚生労働省】

(15) 被害少年等に対する学校における教育相談体制の充実等

【施策番号53】

ア 文部科学省において、被害少年等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、現在の配置状況も踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等、学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等、学校においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを機能させるための取組や、犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上を図ることにより、学校における教育相談体制の充実を図る。【文部科学省】

【施策番号54】

イ 文部科学省において、被害少年等である児童生徒に対する心理的ケアについても、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教職員に対するカウンセリングに関する研修内容に含めるなど、その内容の充実を図るよう促す。【文部科学省】

(16) 被害少年の精神的被害を回復するための継続的支援の推進

【施策番号55】

警察において、被害少年の精神的被害を回復するため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係機関又は犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体への紹介等の支援を継続的に推進する。【警察庁】

(17) 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実

【施策番号56】

警察庁において、性犯罪被害者の精神的被害の回復に資するため、公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーが効果的に活用され、警察によるカウンセリング費用の公費負担制度が効果的に運用されるよう、都道府県警察を指導するとともに、都道府県警察における部内カウンセラーの配置状況や同制度の措置状況を毎年公表する。【警察庁】

(18) 性犯罪被害者等に対する緊急避妊に関する情報提供

【施策番号57】

厚生労働省において、性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者がその方法等に関する情報を得られるよう、保健所や女性健康支援センター等による情報提供を行う。【厚生労働省】
(再掲：第4-1 (177))

(19) 性犯罪被害者への対応における看護師等の活用

【施策番号58】

厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、医療機関に対し、性犯罪被害者への対応に関する専門的知識・技能を

備えた看護師、助産師等の活用について啓発を推進する。【厚生労働省】（再掲：第4-1（178））

(20) ワンストップ支援センターの体制強化

ワンストップ支援センターの体制を強化するため、次の施策を推進する。

【施策番号59】

ア 内閣府において、関係省庁と連携し、ワンストップ支援センターについて、24時間365日対応化や拠点となる病院の整備促進、コーディネーターの配置・常勤化等の地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇等、運営の安定化及び質の向上を図る。また、全国共通短縮番号「#8891(はやくワンストップ)」を周知するとともに、夜間・休日においても相談を受け付けるコールセンターの設置及び地域での緊急事案への対応体制の整備、各都道府県の実情に応じた被害者支援センターの増設等、相談につながりやすい体制整備を図る。さらに、全国共通短縮番号について、運用の在り方を検討する。【内閣府】（再掲：第4-1（172））

【施策番号60】

イ 警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策の担当部局に対し、ワンストップ支援センターに関する情報提供等を行うほか、内閣府及び厚生労働省と連携し、地域における性犯罪・性暴力被害者支援の充実のため、ワンストップ支援センターにおける取組事例を含めた資料の提供に努める。【警察庁】（再掲：第4-1（173））

【施策番号61】

ウ 厚生労働省において、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者支援団体、医師をはじめとする医療関係者等から、ワンストップ支援センターの開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。【厚生労働省】（再掲：第4-1（174））

【施策番号62】

エ 厚生労働省において、医療機能情報提供制度の充実を図るとともに、同制度によりワン

ストップ支援センターを施設内に設置している医療機関を検索することができる旨を周知する。【厚生労働省】（再掲：第4-1（175））

【施策番号63】

オ 前記施策のほか、関係府省庁において、障害者や男性等を含む様々な性犯罪・性暴力被害者への適切な対応や支援を行うことができるよう、性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実のための施策を検討する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】（再掲：第4-1（176））

(21) 犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成等

【施策番号64】

ア 警察庁において、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会及び一般社団法人日本臨床心理士会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進する。【警察庁】

【施策番号65】

イ 警察庁及び厚生労働省が連携し、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会及び公益社団法人日本看護協会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する社会福祉士、精神保健福祉士及び看護師の養成及び研修の実施を促進する。【警察庁、厚生労働省】

【施策番号66】

ウ 警察庁、文部科学省及び厚生労働省が連携し、一般社団法人日本公認心理師協会及び一般社団法人公認心理師の会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する公認心理師の養成及び研修の実施を促進する。【警察庁、文部科学省、厚生労働省】

【施策番号67】

エ 前記施策のほか、警察庁において、関係府省庁と連携し、関係機関・団体における犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成及び研修の実施に必要な協力を行う。【警察庁】

② 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進

【施策番号68】

文部科学省において、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開する中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促す。【文部科学省】

③ 犯罪被害者等に対する医療機関の医療機能に関する情報の提供

【施策番号69】

厚生労働省において、犯罪被害者等が利用しやすいよう、医療機関の医療機能に関する情報をウェブサイト上で提供するとともに、関係機関において当該情報を共有し、適時適切に犯罪被害者等に提供する。【厚生労働省】

④ 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い

【施策番号70】

ア 厚生労働省において、犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、医療機関や保険者に適切に対応する。また、「診療情報の提供等に関する指針」（平成15年9月12日付け厚生労働省医政局長通知）に基づき、引き続き医療機関等に適切な対応を求める。さらに、医療安全支援センターにおいて、個人情報の取扱いを含めた医療に関する苦情・相談のあった医療機関の管理者に対し、必要に応じて助言を行う。【厚生労働省】

【施策番号71】

イ 金融庁において、犯罪被害者等の保健医療に関する情報をはじめとする個人情報の取扱いに関し、損害保険会社に問題があると認められる場合には、保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、当該保険会社に対する検査・監督において適切に対応する。【金融庁】

2 安全の確保（基本法第15条関係）

(1) 判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報の犯罪被害者等への提供の適正な運用及び拡充の検討

【施策番号72】

法務省において、加害者の処遇状況等に関する事項の情報提供について、被害者等通知制度を引き続き適切に運用するとともに、犯罪被害者等への情報提供の在り方について、同制度の運用状況や加害者の改善更生への影響、個人のプライバシーの問題等を総合的に考慮しつつ検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】

(2) 医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する情報提供の適正な運用

【施策番号73】

法務省において、医療観察制度における犯罪被害者等に対する加害者の処遇段階等に関する情報提供制度に基づき、医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する犯罪被害者等の要望に応じた情報提供について、一層円滑かつ適正な運用に努める。また、犯罪被害者等への情報提供の在り方について、情報提供制度の運用状況、医療観察制度の対象となる加害者の社会復帰の促進や個人情報の保護等を総合的に考慮しつつ検討を行う。【法務省】

(3) 更生保護における犯罪被害者等施策の周知

【施策番号74】

法務省において、心情等伝達制度等を利用した犯罪被害者等の体験談等を法務省ウェブサイトに掲載するなどして、更生保護における犯罪被害者等施策の広報や関係機関・団体等に対する周知に努める。【法務省】

(4) 被害者等通知制度の周知

【施策番号75】

検察庁において、検察官等が犯罪被害者等の事情聴取等を行ったときは、被害者等通知制度に基づく通知の希望の有無を確認するとともに、パンフレット「犯罪被害者の方々へ」を配布するなどして、同制度の周知に努める。また、

法務省において、少年審判後の同制度に関するリーフレットを関係機関に配布するなどして、同制度の周知に努める。【法務省】

(5) 加害者に関する情報提供の適正な運用

【施策番号76】

法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う受刑者の釈放予定、帰住予定地、仮釈放中の特異動向等の情報提供や、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への連絡について、関係者への周知徹底を図り、引き続き、円滑かつ適正な運用に努める。【警察庁、法務省】

(6) 警察における再被害防止措置の推進

【施策番号77】

ア 警察において、13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者の再犯防止を図るため、法務省から情報提供を受け、定期的な所在確認を実施する。また、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うとともに、関係機関・団体との連携強化に努める。【警察庁】

【施策番号78】

イ 警察において、同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定するとともに、当該加害者を収容している刑事施設等と緊密に連携し、防犯指導・警戒等の再被害防止措置を推進する。また、関係機関と連携し、犯罪被害者等の個人情報保護に配慮した上で、事案に応じた柔軟な対応に努める。【警察庁】

(7) 警察における保護対策の推進

【施策番号79】

警察において、暴力団等による危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の

総合力を発揮した保護対策を推進する。【警察庁】

(8) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

【施策番号80】

加害者の保釈申請がなされた場合には、法務省において、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取を行うなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるとともに、保釈申請の結果を犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保に一層配慮するよう努める。【法務省】(再掲：第3-1 (134))

(9) 再被害の防止に向けた関係機関の連携の強化

【施策番号81】

ア 警察庁及び厚生労働省において、配偶者等からの暴力事案の被害者、人身取引(性的サービスや労働の強要等)事犯の被害者、児童虐待の被害児童等の保護に関する警察、婦人相談所、児童相談所等の連携について、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、一層の強化を図る。【警察庁、厚生労働省】

【施策番号82】

イ 警察庁及び文部科学省において、警察と学校等関係機関の通報連絡体制や要保護児童対策地域協議会の活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害の防止に努める。【警察庁、文部科学省】

(10) 犯罪被害者等に関する情報の保護

【施策番号83】

ア 法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることのないように求める制度や、性犯罪等の事件の公開の法廷では氏名、住所その他被害者の特定につながる事項を明らかにしない制度について周知徹底を図るとともに、訴訟関係者への注意喚起を含め、これらの制度の一層適正な運用に努めるよう、検察官等の意識の向上を図る。また、証人への付添い、遮へい等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正な運用に努める。さらに、更生

保護官署においても、保管する犯罪被害者等の個人情報適切に管理するよう周知徹底を図る。【法務省】

【施策番号84】

イ 法務省において、検察官が、ストーカー事案について、所要の捜査を遂げた上、事案に応じた適切な処分を行うとともに、捜査・公判の各段階において、犯罪被害者等に関する情報の保護に配慮するなど、適切な対応に努める。【法務省】

【施策番号85】

ウ 日本司法支援センターにおいて、常勤弁護士を含む職員に対し、犯罪被害者等の個人情報の取扱いに十分留意するよう指導を行う。【法務省】

【施策番号86】

エ 総務省において、引き続き、市区町村における「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置」制度及び「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する厳格な取扱いについて」（平成29年9月29日付け総務省自治行政局選挙部選挙課長通知）について、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の保護の徹底がなされるよう、必要に応じて手続を周知する。【総務省】

【施策番号87】

オ 法務省において、引き続き、市区町村における「DV被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第2項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱いについて」（平成24年3月23日付け法務省民事局民事第一課補佐官（戸籍担当）事務連絡）に基づく手続、法務局における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者が登記義務者又は登記権利者とならないが、添付情報に当該被害者の現住所が記載されている場合における閲覧の方法について」（平成27年3月31日付け法務省民事局民事第二課長通知）等に基づく取組及び「DV被害者から供託物払渡請求書

の住所等の秘匿に係る申出があった場合における措置について」（平成25年9月20日付け法務省民事局商事課長通知）に基づく手続を周知するとともに、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。【法務省】

【施策番号88】

カ 国土交通省において、引き続き、運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書」の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」（平成26年7月11日付け国土交通省自動車局自動車情報課長通知）や、軽自動車検査協会における「検査記録事項等証明書交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」（平成27年1月26日付け国土交通省自動車局整備課長通知）に基づく手続を周知するとともに、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。【国土交通省】

【施策番号89】

キ 警察による被害者の実名発表・匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。【警察庁】（再掲：第5-1(274)）

(11) 一時保護場所の環境改善等

【施策番号90】

厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の適正な運用に努める。【厚生労働省】（再掲：第1-3(25)）

(12) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

【施策番号91】

厚生労働省において、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等に基づき、児童相談所

の一時保護所において個別対応ができる職員体制の強化や環境整備を推進する。【厚生労働省】
(再掲：第1-3(26))

(13) 児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備等

【施策番号92】

ア 内閣府及び厚生労働省において、配偶者等からの暴力事案がその子供にも悪影響を及ぼすことに鑑み、子供に対する精神的ケア等の支援の充実を図るとともに、配偶者暴力相談支援センター等の配偶者等からの暴力事案への対応機関と児童相談所等の児童虐待への対応機関との連携・協力を推進する。【内閣府、厚生労働省】

【施策番号93】

イ 警察において、児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底し、児童虐待に関する職員の専門的知識・技能の向上に努めるとともに、都道府県警察本部に、児童相談所等の関係機関との連携や児童虐待への専門的な対応に関する警察職員に対する指導等の業務を担う「児童虐待対策官」を設置するなど、児童虐待への対応の強化を図る。【警察庁】

【施策番号94】

ウ 法務省において、法的問題の解決が必要な児童虐待及び児童虐待を伴う配偶者等からの暴力事案について、日本司法支援センターの法律相談援助等の利用を促進する。【法務省】

【施策番号95】

エ 文部科学省において、学校教育関係者等の職務上虐待を受けている子供を発見しやすい立場にある者が児童虐待に適切に対応できるよう、学校・教育委員会等に対し、早期発見・早期対応のための体制整備や的確な対応を促す。具体的には、教職員が児童相談所等への通告義務を負うことの周知徹底を図るとともに、教育機関等から福祉部門への定期的な情報提供、教師用研修教材の活用や児童相談所職員との合同研修への参加等を促す。【文部科学省】

【施策番号96】

オ 文部科学省において、地域における児童虐

待の未然防止等に資するよう、子育ての悩みや不安を抱えながらも、自ら学びや相談の場等にアクセスすることが困難な家庭等に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進する。【文部科学省】

【施策番号97】

カ 厚生労働省において、児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応に資するよう、児童相談所・市区町村の体制の強化、児童相談所を中心とした様々な関係機関の連携及び体罰等によらない子育てを推進するとともに、全国の好事例を収集し、周知徹底を図る。【厚生労働省】

【施策番号98】

キ 厚生労働省において、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」に基づき、配偶者等からの暴力事案の被害者等に同伴する児童に対する支援の充実を図るため、婦人相談所に児童相談所等の関係機関と連携するコーディネーターを配置する。また、婦人相談所の一時保護所及び婦人保護施設に学習指導員を配置するなど、当該同伴児童が適切に教育を受けることができる体制を整備する。さらに、当該同伴児童を適切な環境で保護できるようにするため、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を促進する。【厚生労働省】

(14) 児童虐待防止のための児童の死亡事例等の検証の実施

【施策番号99】

厚生労働省において、児童虐待防止のため、社会保障審議会児童部会の下に設置された「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の下で児童の死亡事例等の検証を実施する。【厚生労働省】

(15) 再被害の防止に資する教育の実施等

【施策番号100】

ア 内閣府において、配偶者等からの暴力事案の被害者に対する支援の一環として、加害者

の暴力を抑止するための地域社会内でのプログラムについて、試行実施を進めるとともに、地方公共団体において民間の団体と連携してプログラムを実施するためのガイドラインを策定するなど、本格実施に向けた検討を行う。

【内閣府】

【施策番号101】

イ 法務省において、矯正施設の被收容者を対象に実施している「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意向等に配慮し、犯罪被害者等の心情等への理解を深めさせ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導を含めた改善指導・矯正教育等の一層の充実に努めるとともに、指導効果の検証について、その在り方も含め検討を行う。また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被收容者に対する指導に有効活用するよう努める。【法務省】（再掲：第3-1（154））

(16) 再被害の防止に資する適切な加害者処遇

【施策番号102】

ア 地方更生保護委員会又は保護観察所において、事案に応じ、犯罪被害者等の安全確保に必要な仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の特別遵守事項の適切な設定に努めるとともに、保護観察所において、当該事項を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底する。【法務省】

【施策番号103】

イ ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案等の加害者として刑事施設に収容され仮釈放された者及び保護観察付執行猶予となった者については、犯罪被害者等との接触の禁止等の特別遵守事項を適切に設定することや、その遵守状況を的確に把握し、指導監督することが必要であることから、保護観察所及び警察が緊密かつ継続的に連携し、当該者の特異動向等を双方で迅速に把握して、必要な措置を講ずる。【警察庁、法務省】

【施策番号104】

ウ 法務省において、犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしよく罪指導を徹底する。【法務省】

(17) 再被害防止のための安全確保方策の検討

【施策番号105】

内閣府、警察庁及び法務省が連携し、ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案をはじめ、犯罪被害者等が同一の加害者から再被害を受けている実態やそのおそれ等を把握した上で、他の関係省庁の協力も得て、犯罪被害者等の安全確保方策について検討する。【内閣府、警察庁、法務省】

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

(1) 職員等に対する研修の充実等

【施策番号106】

ア 内閣府において、ワンストップ支援センターの相談員、行政職員及び医療関係者に対する研修を引き続き実施するとともに、センター長やコーディネーターに対する研修の令和3年度からの実施を検討する。また、支援に関する基礎知識をオンラインで学ぶことができるよう、オンライン研修教材の開発・提供を進める。【内閣府】

【施策番号107】

イ 警察において、犯罪被害者等への適切な対応を確実にを行うため、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、犯罪被害者、遺族等による講演、警察本部の犯罪被害者支援担当課による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。【警察庁】

【施策番号108】

ウ 警察において、配偶者等からの暴力事案に的確に対処することができるよう、同事案に対処する警察官に対して必要な教育を行う。

【警察庁】

【施策番号109】

エ 警察において、被害児童の聴取に関する警察官の技能の一層の向上を図るため、事情聴取場面を設定したロールプレイング方式の実践的な研修を導入するなど、被害児童の負担軽減に配慮しつつ信用性の高い供述を確保するための聴取方法に関する効果的な研修の実施に努める。【警察庁】

【施策番号110】

オ 警察において、性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯罪の捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含め、警察学校等における研修を実施する。【警察庁】

【施策番号111】

カ 警察において、障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するため、捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、警察学校等における研修を実施する。【警察庁】

【施策番号112】

キ 法務省において、二次的被害の防止の重要性も踏まえ、検察官及び検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招いた講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とした研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。【法務省】（再掲：第4-2（235））

【施策番号113】

ク 法務省において、検察幹部が犯罪被害者等の心情等への理解を深めることに資するセミナーを実施するとともに、積極的に検察官に市民感覚を学ばせつつ、幅広い視野、見識等をかん養させることを目的として、公益的活動を行う民間の団体や民間企業に一定期間派遣する研修を実施するなどして、職員の対応の向上に努める。【法務省】

【施策番号114】

ケ 法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を行い、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。【法務省】（再掲：第3-1（149）、第4-2（236））

【施策番号115】

コ 法務省において、副検事に対する研修の中で、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、犯罪被害者等の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件に関する科目の内容の一層の充実を図る。【法務省】（再掲：第3-1（148））

【施策番号116】

サ 法務省において、犯罪被害者等からの事情聴取に当たり、可能な限り、そのプライバシー、名誉、心身の状況、社会的立場等に十分配慮するよう、検察官等の意識の向上を図る。【法務省】

【施策番号117】

シ 日本司法支援センターにおける犯罪被害者等支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員及び常勤弁護士に対し、犯罪被害者等の実情に配慮した二次的被害防止のための方策等に関する研修を実施する。【法務省】

【施策番号118】

ス 厚生労働省において、民生委員・児童委員が、犯罪被害者等を含め、地域住民に対する適切な相談支援を行うことができるよう、その資質の向上のための研修の実施を支援する。【厚生労働省】

【施策番号119】

セ 厚生労働省において、公的シェルターにおける犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修及び啓発の充実を図る。また、婦人保護施設における性犯罪被害者支援の現状についての実態を把握しつつ、全国婦人保護施設長等研究協議会や全国婦人保護施設等指導員研究協議会の場を活用して職員の専門的な資質の向上を図るとともに、都道府県が実施する婦人相談所や婦人保護施設の職員、婦人相談員等を対象とした研修を促進する。
【厚生労働省】

(2) 女性警察官の配置等

【施策番号120】

警察において、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び職員の実務能力の向上、事情聴取時における相談室や被害者支援用車両の活用並びに産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体、ワンストップ支援センター等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。
【警察庁】

(3) 被害児童からの事情聴取における配慮

【施策番号121】

警察庁、法務省及び厚生労働省において、警察、検察庁、児童相談所等の関係機関が被害児童からの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行う取組を実施するほか、被害児童からの事情聴取に際しては、場所・回数・方法等に配慮するなどの取組を進める。
【警察庁、法務省、厚生労働省】

(4) ビデオリンク等の措置の適正な運用

【施策番号122】

法務省において、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める。
【法務省】

(5) 警察における犯罪被害者等のための施設等の改善

【施策番号123】

警察において、被害者用事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図るとともに、これらの施設等の改善に努める。
【警察庁】

(6) 検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置

【施策番号124】

法務省において、庁舎の建て替えを予定している検察庁については、建て替え時に被害者専用待合室を設置し、それ以外の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、被害者専用待合室の設置について検討を行う。
【法務省】

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

(1) 迅速・確実な被害の届出の受理

【施策番号125】

犯罪被害者等からの被害の届出に対しては、警察において、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理する。
【警察庁】

(2) 告訴への適切な対応

【施策番号126】

犯罪の不成立が明白であるような告訴や根拠が必ずしも十分とは認められないような告訴については、告訴人に対してその旨を説明し、告訴状の補正や疎明資料の追加を促すなどの措置を執る場合もあり、直ちに告訴を受理することが必ずしも相当とは言い難い場合もあるが、警察庁及び法務省において、引き続き、告訴について可能な限り迅速な対応が行われるよう努める。
【警察庁、法務省】

- (3) 医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進

【施策番号127】

ア 警察において、当初は警察への届出をちゅうちょした性犯罪被害者が、後日警察への届出意思を有するに至った場合に備え、医療機関等において性犯罪被害者の身体等から証拠資料を採取しておくため、協力を得られた医療機関等に性犯罪証拠採取キットを整備する取組を進める。また、証拠資料の保管に当たっては、性犯罪被害者のプライバシーの保護に配慮する。【警察庁】

【施策番号128】

イ 警察において、産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして、性犯罪被害者からの証拠資料の採取の方法を医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲で、医療機関等で採取した証拠資料の鑑定状況に関する情報を提供する。【警察庁】

- (4) 冒頭陳述等の内容を記載した書面交付の周知徹底及び適正な運用

【施策番号129】

法務省において、冒頭陳述等の内容を記載した書面を犯罪被害者等に交付することについて周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める。【法務省】

- (5) 公判記録の閲覧・謄写制度の周知及び閲覧請求への適切な対応

【施策番号130】

法務省において、犯罪被害者等から刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相当と認められるときは、刑事事件の係属中であっても閲覧・謄写が可能である旨をパンフレット等により周知する。また、刑事確定記録の閲覧に際して、犯罪被害者等に対し、被告人や証人等の住所を開示するか否かについては、裁判の公正を担保する必要性と一般公開により生じるおそれのある弊害等を比較衡量してその許否を判断すべきものであるところ、犯罪被害者等保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努める。【法務省】

- (6) 犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実

【施策番号131】

ア 法務省において、犯罪被害者等の意見等をより適切に把握し刑事裁判に適切に反映させるため、犯罪被害者等と検察官の意思疎通の一層の充実を図り、被害状況等の供述調書等による証拠化並びに犯罪被害者等の証人尋問及び意見陳述の活用等により、被害状況等の的確な立証に努める。【法務省】

【施策番号132】

イ 法務省において、犯罪被害者等の意向に応じ、適宜の時期に、検察官が刑事裁判の公判前整理手続等の経過及び結果について必要な説明を行うとともに、被害者参加人等が公判前整理手続の傍聴を特に希望する場合において、検察官が相当と認めるときは、当該希望の事実を裁判所に伝えるなどの必要な配慮を行うよう努める。また、犯罪被害者等が公判傍聴を希望する場合は、その機会が可能な限り得られるよう、公判期日の指定に当たっては、検察官が犯罪被害者等と十分なコミュニケーションを取り、必要に応じて犯罪被害者等の意向を裁判所に伝えるよう努める。【法務省】

- (7) 国民に分かりやすい訴訟活動

【施策番号133】

法務省において、検察官による視覚的な工夫を取り入れた国民に分かりやすい訴訟活動を行うよう努める。【法務省】

- (8) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

【施策番号134】

加害者の保釈申請がなされた場合には、法務省において、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取を行うなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるとともに、保釈申請の結果を犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保に一層配慮するよう努める。【法務省】(再掲：第2-2(80))

(9) 上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等

【施策番号135】

法務省において、検察官が、被害者のある犯罪について、判決に対する上訴の可否を検討する際、事案の内容等を勘案しつつ、犯罪被害者等から意見聴取等を行うなど、適切な対応に努める。【法務省】

(10) 少年保護事件に関する意見聴取等に関する各種制度の周知

【施策番号136】

法務省において、少年保護事件に関する意見聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知に関する各種制度について周知する。【法務省】

(11) 少年審判の傍聴制度の周知

【施策番号137】

法務省において、少年法の一部を改正する法律（平成20年法律第71号）により導入された、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度等について、パンフレット等により周知する。【法務省】

(12) 日本司法支援センターにおける支援に関する情報提供の充実

【施策番号138】

日本司法支援センターにおいて、同センターが実施する犯罪被害者等支援の業務内容について、様々な広報媒体を連動させた広報活動に加え、SNS等のメディア媒体を活用した広報活動を実施する。【法務省】（再掲：第4-1（206））

(13) 刑事に関する手続等に関する情報提供の充実

【施策番号139】

ア 警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等について分かりやすく解説したパンフレット等の内容の充実を図り、パンフレットの配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努める。【警察庁、法務省】（再掲：第4-1（221））

【施策番号140】

イ 警察において、都道府県の実情に応じて作成・配布している外国語版の「被害者の手引」について、内容の充実及び見直しを図るとともに、その確実な配布やウェブサイトにおける紹介に努める。【警察庁】（再掲：第4-1（219））

【施策番号141】

ウ 法務省において、犯罪被害者等に対し、その保護・支援のための制度を更に周知するため、外国語によるパンフレットやウェブサイトの作成等による情報提供を行う。【法務省】（再掲：第4-1（222））

(14) 刑事に関する手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等

【施策番号142】

警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族の心情に配慮した適切な説明に努める。また、法務省において、警察庁、法医学関係機関等の協力を得て、司法解剖後の臓器等が司法解剖実施機関等で長期間保管される場合があることに関し、遺族の理解と協力を得るため、適切な説明等が行われるよう努める。さらに、警察庁及び法務省において、法医学関係機関等と調整の上、遺族に対する死者の臓器等の適切な返還手続等について検討を行う。【警察庁、法務省】

(15) 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分の推進

【施策番号143】

警察において、証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないよう留意し、その証拠価値の保全に努めるとともに、検察庁と連携し、捜査上留置の必要がなくなった証拠物件については、当該物件の還付方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努める。【警察庁】

(16) 証拠品の適正な処分等

【施策番号144】

法務省において、被害者の遺族又は家族の心情を踏まえ、捜査・公判に及ぼす影響等にも配慮しつつ、証拠品の還付等を行うとともに、必要に応じ、還付の時期及び方法等について説明を行っているところであり、引き続きその適正な運用に努める。【法務省】

(17) 捜査に関する適切な情報提供等

【施策番号145】

ア 警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、被害者連絡制度等の周知徹底・活用を図り、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努める。また、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体等との連携を図る。
【警察庁】

【施策番号146】

イ 法務省において、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に捜査状況等の情報を提供するよう努める。【法務省】

(18) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等

【施策番号147】

警察において、重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験の豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、捜査員に対する各種研修の充実に努めるなど、交通事故被害者等の心情に配慮した取組を一層推進する。【警察庁】

(19) 交通事件に関する講義の充実

【施策番号148】

法務省において、副検事に対する研修の中で、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、犯罪被害者等の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件に関する科目の内容の一層の充実を図る。

【法務省】（再掲：第2－3（115））

(20) 検察官に対する児童及び女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実

【施策番号149】

法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を行い、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。【法務省】（再掲：第2－3（114）、第4－2（236））

(21) 不起訴事案等に関する適切な情報提供

【施策番号150】

ア 法務省において、不起訴記録を保存する各検察庁に対し、不起訴記録の弾力的開示について引き続き周知徹底を図る。また、不起訴記録の開示対象の拡大についても、被害者保護の要請に配慮しつつ、引き続き適切な対応に努める。【法務省】

【施策番号151】

イ 法務省において、不起訴処分について、犯罪被害者等の要望に応じ、検察官が、捜査への支障等を勘案しつつ、事前又は事後に、処分内容及び理由について十分な説明を行うよう努める。【法務省】

(22) 検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力

【施策番号152】

法務省において、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第62号）による改正後の検察審査会法（昭和23年法律第147号）で導入された、一定の場合に検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度について、公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るという趣旨の実現に向け、引き続き必要な協力を行う。
【法務省】

(23) 受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用

【施策番号153】

法務省において、受刑者と犯罪被害者等との

面会・信書の発受が、犯罪被害者等の要望に応じ、法令に基づいて引き続き適切に運用されるよう努める。【法務省】

⑭ 加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実

【施策番号154】

ア 法務省において、矯正施設の被收容者を対象に実施している「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意向等に配慮し、犯罪被害者等の心情等への理解を深めさせ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導を含めた改善指導・矯正教育等の一層の充実に努めるとともに、指導効果の検証について、その在り方も含め検討を行う。また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被收容者に対する指導に有効活用するよう努める。【法務省】（再掲：第2-2（101））

【施策番号155】

イ 法務省において、保護処分執行に資するため、少年の精神的・身体的状況、家庭環境、施設内での行動及び処遇の経過等に関する必要な記載がなされている少年簿について、関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報を収集し、適切に記載するよう努める。【法務省】

【施策番号156】

ウ 法務省において、法制審議会からの諮問第103号に対する答申を踏まえ、刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度について検討を行い、必要な施策を実施する。実施に当たっては、刑事施設の長と地方更生保護委員会及び保護観察所の長との連携が図られるよう努める。【法務省】

【施策番号157】

エ 法務省において、保護観察対象者の問題性に応じた専門的処遇プログラムの内容等の充実に努めるとともに、当該プログラムの受講を保護観察における特別遵守事項として設定するなどして、当該プログラムを適切に実施す

る。また、保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせ、犯罪被害者等の意向等に配慮しながら誠実に対応するよう促すため、しよく罪指導を適切に実施する。【法務省】

【施策番号158】

オ 法務省において、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書を踏まえ、犯罪被害者等による心情等伝達制度へのアクセスの向上、しよく罪指導プログラムの充実化等について検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】

⑮ 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実

法務省において、法制審議会からの諮問第103号に対する答申を踏まえ、更生保護における犯罪被害者等の思いに応えるための制度等として、次の事項について法整備その他の措置を講ずる。

【施策番号159】

ア 地方更生保護委員会及び保護観察所の長が保護観察等の措置を執るに当たっては、当該措置の内容に応じ、犯罪被害者等の被害に関する心情、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を考慮するものとする。【法務省】

【施策番号160】

イ 犯罪被害者等の被害に関する心情、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を理解し、その被害を回復すべき責任を自覚するための保護観察対象者に対する指導に関する事実について保護観察官又は保護司に申告し、又は当該事実に関する資料を提示することを、保護観察における遵守事項の類型に加える。【法務省】

【施策番号161】

ウ 仮釈放等の許否の判断に当たって、犯罪被害者等の申出により地方更生保護委員会が聴取を行う意見等の内容に、生活環境の調整及び仮釈放等の期間中の保護観察に関する意見が含まれることを明らかにする。【法務省】

【施策番号162】

エ 具体的な賠償計画を立て、犯罪被害者等に対して感謝の措置を講ずることについて生活行動指針として設定し、これに即して行動するよう、保護観察対象者に対し指導を行う運用について検討を行い、当該指導の充実を図る。【法務省】

(26) 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放等審理の実施

【施策番号163】

地方更生保護委員会において、仮釈放等の許否の判断に当たって、犯罪被害者等の申出により聴取した意見等を考慮し、必要に応じて保護観察中の特別遵守事項に反映させているところ、仮釈放等の審理において、犯罪被害者等の意見が一層しんしゃくされるよう努める。【法務省】

(27) 更生保護官署職員に対する研修等の充実

【施策番号164】

法務省において、仮釈放等の許否を判断する地方更生保護委員会の委員を対象とした研修について、犯罪被害者等の意見を仮釈放等の審理に適切に反映させるための講義を実施しているところ、犯罪被害者等の心情や犯罪被害者等が置かれている状況に一層配慮した仮釈放等の審理がなされるよう、引き続き研修内容の充実に努める。【法務省】

(28) 矯正施設職員に対する研修等の充実

【施策番号165】

法務省において、矯正施設の新規採用職員や初級幹部要員を対象とする研修について、「犯罪被害者の視点」等のテーマによる講義を引き続き実施するとともに、上級幹部要員を対象とする研修について、犯罪被害者団体等の関係者を講師として招くなど、犯罪被害者等の心情、犯罪被害者等が置かれている状況等について理解を深められるよう、引き続き研修内容の充実に努める。【法務省】

第4 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(1) 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進

【施策番号166】

警察において、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行うとともに、地方公共団体における条例の制定等に向けた検討、条例の施行状況の検証及び評価等に資する協力を行う。【警察庁】

(2) 地方公共団体における総合的対応窓口等の周知の促進

【施策番号167】

警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策の担当部局及び総合的対応窓口の担当部局を定期的に確認する。また、国民に対して地方公共団体における総合的対応窓口や支援施策を周知するため、犯罪被害者等施策に関するウェブサイト、ポスター、リーフレット、SNS等を活用した広報の充実に努める。さらに、犯罪被害者等支援に関するウェブサイトの充実等により、犯罪被害者等を含む地域住民に総合的対応窓口等の相談機関や各種制度等を周知するよう、地方公共団体に対して要請する。

【警察庁】

(3) 地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進

【施策番号168】

警察庁において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象とする研修、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」の発信等を通じて、総合的対応窓口等における好事例や犯罪被害者等支援の先進的・意欲的な取組事例等を提供するとともに、総合的対応窓口等の相談窓口機能の充実を要請する。【警

【警察庁】

- (4) 地方公共団体における専門職の活用及び連携・協力の一層の充実・強化

【施策番号169】

警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、犯罪被害者等支援における社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等の専門職の活用を働き掛ける。また、犯罪被害者等を早期に専門職の支援につなげるため、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との連携・協力の一層の充実・強化を要請する。【警察庁】

- (5) 地方公共団体間の連携・協力の充実・強化等

【施策番号170】

警察庁において、都道府県における市区町村の連携・協力の充実・強化を図るため、都道府県による市区町村の犯罪被害者等支援担当者を集めた研修の実施等に協力する。また、地方公共団体をまたいだ連携・協力が必要な事案に備えて、地方公共団体における犯罪被害者等支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を整備し、地方公共団体間の情報共有を促進する。【警察庁】

- (6) 犯罪被害者等施策に携わる地方公共団体の職員等の育成及び意識の向上

【施策番号171】

警察庁において、地方公共団体の職員等の育成及び意識の向上を図るため、犯罪被害者等やその援助に精通した有識者を招き、関係府省庁及び地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催する。また、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議等を通じて、犯罪被害者等支援に関する最新の情報を提供するとともに、地方公共団体における先進的・意欲的な取組事例を含め、犯罪被害者等支援に関する資料の提供に努める。

【警察庁】

- (7) ワンストップ支援センターの体制強化

ワンストップ支援センターの体制を強化するため、次の施策を推進する。

【施策番号172】

ア 内閣府において、関係省庁と連携し、ワンストップ支援センターについて、24時間365日対応化や拠点となる病院の整備促進、コーディネーターの配置・常勤化等の地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇等、運営の安定化及び質の向上を図る。また、全国共通短縮番号「#8891(はやくワンストップ)」を周知するとともに、夜間・休日においても相談を受け付けるコールセンターの設置及び地域での緊急事案への対応体制の整備、各都道府県の実情に応じた被害者支援センターの増設等、相談につながりやすい体制整備を図る。さらに、全国共通短縮番号について、運用の在り方を検討する。【内閣府】（再掲：第2-1(59)）

【施策番号173】

イ 警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策の担当部局に対し、ワンストップ支援センターに関する情報提供等を行うほか、内閣府及び厚生労働省と連携し、地域における性犯罪・性暴力被害者支援の充実のため、ワンストップ支援センターにおける取組事例を含めた資料の提供に努める。【警察庁】（再掲：第2-1(60)）

【施策番号174】

ウ 厚生労働省において、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者支援団体、医師をはじめとする医療関係者等から、ワンストップ支援センターの開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。【厚生労働省】（再掲：第2-1(61)）

【施策番号175】

エ 厚生労働省において、医療機能情報提供制度の充実を図るとともに、同制度によりワンストップ支援センターを施設内に設置している医療機関を検索することができる旨を周知する。【厚生労働省】（再掲：第2-1(62)）

【施策番号176】

オ 前記施策のほか、関係府省庁において、障害者や男性等を含む様々な性犯罪・性暴力被害者への適切な対応や支援を行うことができるよう、性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実のための施策を検討する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】（再掲：第2-1（63））

- (8) 性犯罪被害者等に対する緊急避妊に関する情報提供

【施策番号177】

厚生労働省において、性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者がその方法等に関する情報を得られるよう、保健所や女性健康支援センター等による情報提供を行う。【厚生労働省】（再掲：第2-1（57））

- (9) 性犯罪被害者への対応における看護師等の活用

【施策番号178】

厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、医療機関に対し、性犯罪被害者への対応に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓発を推進する。【厚生労働省】（再掲：第2-1（58））

- (10) 性犯罪の被害に遭った児童生徒への対応の充実

【施策番号179】

文部科学省において、性犯罪の被害に遭った児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携を促進する。また、24時間子供SOSダイヤルやワンストップ支援センターについて、教育委員会等を通じて児童生徒や保護者に周知する。【文部科学省】

- (11) 地方公共団体における配偶者等からの暴力事案の被害者の支援に係る取組の充実

【施策番号180】

内閣府において、都道府県及び市区町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、配偶者等からの暴力事案の被害者の支援に係る取

組の充実を図る。【内閣府】

- (12) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援等

【施策番号181】

警察庁において、民間被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、同団体が行う研修内容に関する助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般（必要な支援についての相談・情報提供、適切な関係機関・団体への橋渡し等）を管理するコーディネーターとしての役割を果たす民間支援員の育成を支援する。また、地域における犯罪被害者等支援体制の整備を促進するため、地方公共団体の職員や民間支援員が参加できる研修の実施に努める。【警察庁】（再掲：第4-2（239））

- (13) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

【施策番号182】

警察において、犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの関係機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を犯罪被害者等に説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、当該機関・団体等及び府省庁に係る制度に関する案内書、申込書等を常備し、これを必要とする犯罪被害者等に提供するよう努める。【警察庁】

- (14) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

【施策番号183】

警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地方公共団体、地方検察庁、弁護士会、医師会、社会福祉士会、精神保健福祉士協会、公認心理師関連団体、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等から成る、警察本部や警察署単位で設置している被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間

の連携及び相互の協力を強化し、生活再建、医療、裁判等多岐にわたる分野について、死傷者が多数に及ぶ事案等を想定した実践的なシミュレーション訓練の実施等を通じて、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。【警察庁】

(15) 警察における相談体制の充実等

【施策番号184】

ア 警察において、全国統一の警察相談専用電話「#9110」番、性犯罪被害相談、少年相談等の個別の相談窓口で、犯罪被害者等の住所地や実名・匿名の別を問わず相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じ、警察本部又は警察署の被害者支援連絡協議会等のネットワークに参画する関係機関・団体に関する情報提供等や、他の警察本部又は警察署のネットワークの活用にも配慮する。また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用を推進する。このほか、交通事故被害者等からの相談に応じ、保険請求・損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を行うとともに、死亡事故等の遺族等から、当該事故等の加害者に対する意見聴取等の期日等や行政処分の結果について問合せがあった場合には必要な情報を提供するなど、適切な対応に努める。【警察庁】

【施策番号185】

イ 警察において、性犯罪被害相談について、相談者の希望する性別の職員が対応するとともに、執務時間外においては当直勤務中の職員が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進する。【警察庁】

(16) 警察における被害少年等が相談しやすい環境の整備

【施策番号186】

警察において、被害少年が早期に適切な支援

を受けることができるよう、都道府県警察のウェブサイトやSNS等への相談窓口の掲載のほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、被害少年やその保護者に対する効果的な周知・広報を行うとともに、少年サポートセンターの警察施設外への設置や少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設等、被害少年等が相談しやすい環境の整備を図る。【警察庁】

(17) 指定被害者支援要員制度の活用

【施策番号187】

警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、あらかじめ指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、指導、助言、情報提供等を行うほか、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介を実施するなどする指定被害者支援要員制度の積極的な活用を図る。また、指定被害者支援要員に対し、犯罪被害者等支援において必要な知識等についての研修、教育等の充実に努める。【警察庁】

(18) 交通事故相談活動の推進

【施策番号188】

国土交通省において、交通事故相談活動に携わる地方公共団体の交通事故相談員に対し、各種研修や実務必携の発刊を通じた能力向上を図るなど、交通事故被害者等の救済のため、地方公共団体の交通事故相談所の活動を推進する。【国土交通省】

(19) 公共交通事故の被害者等への支援

【施策番号189】

国土交通省において、公共交通事故被害者支援室を設置し、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②事故発生後から被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの中長期にわたるコーディネーション機能等を担い、公共交通事故の被害

者等への支援を行っている。引き続き、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援を着実に進める。【国土交通省】

(20) 婦人相談所等の職員に対する研修の促進

【施策番号190】

厚生労働省において、配偶者等からの暴力を受けた女性の人権、配偶者等からの暴力の特性等に関する婦人相談所等の職員の理解を深めるため、専門的な研修の実施を促進する。【厚生労働省】

(21) ストーカー事案への対策の推進

【施策番号191】

内閣府において、被害者等の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる人材の育成を図るなど、ストーカー事案への対策を推進する。【内閣府】

(22) ストーカー事案への適切な対応

【施策番号192】

警察において、「ストーカー総合対策」（平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議決定・平成29年4月24日改訂）を踏まえ、関係府省庁と連携し、各種対策（被害者等からの相談対応の充実、被害者情報の保護の徹底、被害者等の適切な避難等に係る支援の推進、調査研究及び広報啓発活動等の推進、加害者対策の推進並びに支援を図るための措置）を行い、関係機関・団体等と連携し、被害者等の安全確保を最優先とした組織による迅速・的確な対応を推進する。【警察庁】

(23) 人身取引被害者の保護の推進

【施策番号193】

人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策については、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催するとともに、「人身取引対策行動計画2014」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、国民に対する

情報提供、被害者への支援を含む各種施策を推進する。【内閣官房】

(24) SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の強化

【施策番号194】

総務省において、関係府省庁と連携し、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動を強化する。【総務省】（再掲：第5-1（264））

(25) 検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携強化

【施策番号195】

法務省において、検察庁における犯罪被害者等支援活動に際し、刑事手続に関する専門的な法的知識や捜査・公判の実務経験に基づき、犯罪被害者等の立場を理解し適切に対応するとともに、福祉・心理関係の専門機関等との連携強化を図る。【法務省】

(26) 検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

【施策番号196】

法務省において、被害者支援員と犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力の充実・強化を図ることにより、検察庁の相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、被害者支援員の連絡先等の必要な情報をより分かりやすく提供できるよう努める。また、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、当該機関・団体等及び府省庁に係る制度に関する案内書、申込書等を、必要とする犯罪被害者等に提供するなど、より多くの情報を提供できるよう努める。【法務省】

- (27) 更生保護官署における被害者担当保護司との協働及び関係機関・団体等との連携・協力による支援の充実

【施策番号197】

法務省において、保護観察所の被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司の協働態勢の下、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴し、そのニーズに応じ、適切な関係機関・団体等への紹介を行うなどしているところ、今後も関係機関・団体等との連携・協力を強化するなどし、支援内容の充実を図る。【法務省】

- (28) 被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司に対する研修等の充実

【施策番号198】

法務省において、被害者担当の保護観察官及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対し、犯罪被害者等の心情や犯罪被害者等が置かれている状況等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実にを行うことを目的として、様々な犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義等の研修を実施しているところ、引き続き、研修内容の充実により被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司のスキルアップを図り、二次的被害の防止を徹底するとともに、犯罪被害者等施策の適正な実施に努める。【法務省】

- (29) 犯罪被害者等の意見を踏まえた運用改善や制度改正についての検討

【施策番号199】

法務省において、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書を踏まえ、犯罪被害者等の意見を踏まえた運用改善や制度改正について検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】

- (30) 犯罪被害者等の相談窓口の周知と研修体制の充実

【施策番号200】

法務省において、人権擁護機関が実施する人権相談や人権侵犯事件の調査救済制度について引き続き周知する。また、「子どもの人権110番」、

「子どもの人権SOSミニレター」、「女性の人権ホットライン」、「SNSを利用した人権相談」及び「インターネット人権相談受付窓口」等の人権擁護機関の取組について、その趣旨や内容を周知するため、広報活動の一層の充実を図る。さらに、人権相談に際しては、犯罪被害者等の相談者が置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、研修の一層の充実に努める。加えて、法務大臣により委嘱された民間ボランティアである人権擁護委員に対し、新任委員に対する委嘱時研修をはじめとする各種研修を通じて、犯罪被害を含む人権問題全般に適切に対応できるよう、引き続き適切かつ十分な研修等の実施に努める。【法務省】

- (31) 犯罪被害者である子供等の支援

【施策番号201】

法務省において、子供、女性、高齢者、障害のある人等からの相談により、人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、関係機関と連携して人権侵犯事件として調査を実施し、事案に応じた適切な措置を講ずる。【法務省】

- (32) 高齢者や障害のある人等からの人権相談への対応の充実

【施策番号202】

法務省において、老人福祉施設や障害者支援施設等の社会福祉施設における特設の人権相談所を開設するなど、引き続き、高齢者や障害のある人及び高齢者や障害のある人と身近に接する機会の多い者からの人権相談への対応の充実に努める。【法務省】

- (33) 日本司法支援センターによる支援

【施策番号203】

ア 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等の心情に配慮しつつ、その置かれた状況を適切に聴取すること等により、個別の状況に応じた最適な法制度や相談窓口等を紹介できるよう努めるとともに、弁護士会等と連携し、犯罪被害者等支援に精通している弁護士の紹介体制の整備に努める。【法務省】

【施策番号204】

イ 日本司法支援センターにおいて、地方事務所ごとに被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換・意見聴取を行うなどして、関係機関・団体との連携・協力の維持・強化を図り、犯罪被害者等の特性や相談内容に応じて最適な専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。【法務省】

【施策番号205】

ウ 日本司法支援センターにおいて、被害を受けた時からの時間的経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。【法務省】

【施策番号206】

エ 日本司法支援センターにおいて、同センターが実施する犯罪被害者等支援の業務内容について、様々な広報媒体を連動させた広報活動に加え、SNS等のメディア媒体を活用した広報活動を実施する。【法務省】（再掲：第3-1（138））

【施策番号207】

オ 日本司法支援センターにおいて、認知機能が十分でないために弁護士等の法的サービスの提供を自発的に求めることが期待できない高齢者・障害者に対し、その生活再建に資するよう、民事法律扶助制度による法的支援を適切に行う。【法務省】

【施策番号208】

カ 日本司法支援センターにおいて、深刻な被害に発展するおそれの大きいストーカー事案、配偶者等からの暴力事案及び児童虐待の被害者を対象とした事前の資力審査を要しない法的支援を適切に行う。【法務省】

(34) 弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関する検討

【施策番号209】

法務省において、弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関し、対象となる犯罪被害者や弁護士活動の範囲、支援の在り方等について、見直しの要否も含めて検討を行う。【法務省】

(35) 地域包括支援センターによる支援

【施策番号210】

地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待への対応を含む権利擁護業務の実施を推進する。【厚生労働省】

(36) 学校内における連携及び相談体制の充実

【施策番号211】

ア 文部科学省において、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、犯罪被害に遭った児童生徒、その兄弟姉妹である児童生徒及びその保護者の相談等に学校で継続的かつ適切に対応できるよう、必要に応じて学校の教員の加配を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置等による教育相談体制の充実等に取り組む。また、教職員が犯罪被害に遭った児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じて教職員の理解を深め、指導力の向上に努める。【文部科学省】（再掲：第4-2（237））

【施策番号212】

イ 文部科学省において、虐待を受けた子供への対応、健康相談の進め方等についてまとめた参考資料等を活用しつつ、養護教諭の資質向上のための研修の充実を図る。【文部科学省】

(37) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実

【施策番号213】

文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能するよう支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会、犯罪被害者等早期援助団体等の関係機関・団体等との連携・協力を充実・強化する。また、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、当該機関・団体等及び府省庁に係る制度に関する案内書、申込書等を常備

し、これを必要とする児童生徒等に提供するなどして、児童生徒及びその保護者等への対応を促進する。この場合において、加害者が教職員・児童生徒等当該学校の内部の者であった場合は、犯罪被害者となった児童生徒の状況に鑑み、既存の常時利用可能な相談体制を活用しつつ、必要に応じて柔軟に対応するなど、当該児童生徒等にとって相談しやすいと考えられる適切な者が相談等の窓口になるよう十分配慮する。さらに、教育委員会が、心理学、教育学等に関する知識を有する専門職員や臨床心理の専門家等を教育支援センターや教育相談所等に配置し、相談窓口を設けるとともに、児童生徒及びその保護者等に対し、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、保健所等の地域の関係機関の情報提供を促進する。【文部科学省】

- (38) 犯罪被害に遭った児童生徒等が不登校となった場合における継続的支援の促進

【施策番号214】

文部科学省において、犯罪被害に遭った児童生徒又はその兄弟姉妹である児童生徒が不登校となった場合、当該児童生徒の個別の状況に応じ、教育委員会が設置する教育支援センターによるカウンセリングや学習指導等を通じた学校復帰等のための継続的な支援を促進する。【文部科学省】

- (39) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関等における情報提供等の充実

【施策番号215】

ア 厚生労働省において、医療機関と犯罪被害者等支援に係る機関・団体等との連携・協力の充実・強化や、医療機関における犯罪被害者等の支援等に関する情報提供の適切な実施を促進する。【厚生労働省】

【施策番号216】

イ 厚生労働省において、精神保健福祉センター、保健所等と犯罪被害者等支援に係る機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、当該機関・団体等の制度に関する案内書、申込書等を常備し、これを必要とする犯罪被害

者等に提供するなどして、精神保健福祉センター、保健所等における犯罪被害者等の支援等に関する情報提供、相談等の適切な実施を促進する。【厚生労働省】

- (40) 都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導及び好事例の勧奨

【施策番号217】

警察庁において、情報提供をはじめとする基本的な犯罪被害者等施策が確実に実施されるよう、都道府県警察を指導するとともに、好事例を紹介することにより同様の取組を勧奨する。

【警察庁】

- (41) 「被害者の手引」の内容の充実等

【施策番号218】

ア 警察において、刑事手続の概要、犯罪被害者等のための制度、犯罪被害者等支援に係る機関・団体等の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」について、関係機関による犯罪被害者等施策の紹介を含めた内容の充実・見直しを図りつつ、その確実な配布を一層徹底するとともに、それらの情報をウェブサイト上で紹介する。【警察庁】

【施策番号219】

イ 警察において、都道府県の実情に応じて作成・配布している外国語版の「被害者の手引」について、内容の充実及び見直しを図るとともに、その確実な配布やウェブサイトにおける紹介に努める。【警察庁】（再掲：第3-1（140））

- (42) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知

【施策番号220】

警察庁及び法務省において連携し、損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介した冊子・パンフレット等について内容の一層の充実を図るとともに、当該制度を周知する。【警察庁、法務省】（再掲：第1-1（3））

(43) 刑事に関する手続等に関する情報提供の充実

【施策番号221】

ア 警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等について分かりやすく解説したパンフレット等の内容の充実を図り、パンフレットの配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努める。【警察庁、法務省】（再掲：第3-1（139））

【施策番号222】

イ 法務省において、犯罪被害者等に対し、その保護・支援のための制度を更に周知するため、外国語によるパンフレットやウェブサイトの作成等による情報提供を行う。【法務省】（再掲：第3-1（141））

(44) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上

【施策番号223】

警察において、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」に関する広報、性犯罪被害者に対する「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供するなど、性犯罪被害者が早期に同団体による支援を受けやすくなるよう一層努める。【警察庁】

(45) 自助グループの紹介等

【施策番号224】

警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行う。【警察庁】

(46) 犯罪被害者等施策に関するウェブサイトの充実

【施策番号225】

警察庁において、関係府省庁の協力を得て、犯罪被害者等施策に関するウェブサイトを活用し、関係法令、相談機関等に関する情報その他

必要な情報の更新や英文による情報提供を行うなど、その充実を図る。【警察庁】

(47) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等

【施策番号226】

外務省において、海外で邦人が犯罪等の被害に遭った場合、当該邦人等の要請に応じて、在外公館（大使館、総領事館等）を通じ、現地の弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報提供を行うとともに、可能な範囲で支援を行うよう努める。また、警察において、外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報収集に努めるとともに、必要に応じて民間被害者支援団体と連携し、日本国内の遺族等や帰国する犯罪被害者等への支援に努める。【警察庁、外務省】

(48) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

【施策番号227】

関係府省庁において、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童及び障害者をはじめ、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、研修やシンポジウム等の様々な機会を通じて、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、その理解促進を図り、犯罪被害者等を社会全体で支える気運の醸成に努める。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】（再掲：第5-1（261））

2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

(1) 犯罪被害者等の状況把握等のための調査の実施

【施策番号228】

警察庁において、法務省及び厚生労働省並びに犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の協力を得て、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等をはじめ、犯罪被害者等が置かれている状況等を把握するための調査を実施する。【警察庁】

- (2) 配偶者等からの暴力等の被害者への支援実態等の調査の実施

【施策番号229】

内閣府において、配偶者等からの暴力や性犯罪等の被害者への支援実態等を把握するための調査を実施する。【内閣府】

- (3) 法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者等施策に関する調査の実施

【施策番号230】

法務省において、性犯罪被害者、障害者等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、犯罪被害の動向及び犯罪被害者等施策に関する調査を実施する。【法務省】

- (4) 犯罪被害者等のメンタルヘルスに関する調査研究の実施

【施策番号231】

厚生労働省において、メンタルヘルスに係る実態調査や、メンタルヘルスの回復に資するストレス関連障害の治療技法の研究等、犯罪被害者等の心の健康づくりを推進するための調査研究を実施し、高度な犯罪被害者等支援を行うことができる専門家の育成や地域における犯罪被害者等への対応の向上に活用する。【厚生労働省】

- (5) 児童虐待防止対策に関する調査研究の実施

【施策番号232】

厚生労働省において、児童虐待防止対策に関する必要な調査研究を実施する。【厚生労働省】

- (6) 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実

【施策番号233】

警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるための公認心理師・臨床心理士によるロールプレイング方式による演習等を含む専門的な研修、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実

践的・専門的な教育等の充実にを図る。【警察庁】

- (7) 被害少年の継続的な支援を行う警察職員の技能修得

【施策番号234】

警察において、被害少年の継続的な支援を行う少年補導職員及び少年相談専門職員について、講習・研修等により、カウンセリングの技法等必要な専門技術等を修得させるよう努めるとともに、専門的能力を備えた職員の配置に努める。【警察庁】

- (8) 法務省における犯罪被害者等支援に関する研修の充実等

【施策番号235】

ア 法務省において、二次的被害の防止の重要性も踏まえ、検察官及び検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招いた講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とした研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実に図り、職員の対応の向上に努める。【法務省】（再掲：第2-3（112））

【施策番号236】

イ 法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を行い、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実に図る。【法務省】（再掲：第2-3（114）、第3-1（149））

- (9) 学校における相談対応能力の向上等

【施策番号237】

文部科学省において、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、犯罪被

害に遭った児童生徒、その兄弟姉妹である児童生徒及びその保護者の相談等に学校で継続的かつ適切に対応できるよう、必要に応じて学校の教員の加配を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置等による教育相談体制の充実等に取り組む。また、教職員が犯罪被害に遭った児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じて教職員の理解を深め、指導力の向上に努める。

【文部科学省】（再掲：第4-1（211））

- (10) 虐待を受けた子供の保護等に携わる者の研修の充実

【施策番号238】

厚生労働省において、虐待を受けた子供の保護及び自立支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市区町村の職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を図るための研修の充実を図る。【厚生労働省】

- (11) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援等

【施策番号239】

警察庁において、民間被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、同団体が行う研修内容に関する助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般（必要な支援についての相談・情報提供、適切な関係機関・団体への橋渡し等）を管理するコーディネーターとしての役割を果たす民間支援員の育成を支援する。また、地域における犯罪被害者等支援体制の整備を促進するため、地方公共団体の職員や民間支援員が参加できる研修の実施に努める。【警察庁】（再掲：第4-1（181））

- (12) 民間の団体の研修に対する支援

【施策番号240】

警察、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省において、犯罪被害者等の援助を行

う民間の団体に対し、同団体が実施するボランティア等の養成、研修への講師の派遣等の支援に努める。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

- (13) 日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウの提供

【施策番号241】

日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者支援業務を通じて蓄積した情報やノウハウを、研修や講習を通じて犯罪被害者等への支援に携わる関係者に提供する。【法務省】

3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

- (1) 民間の団体に対する支援の充実

【施策番号242】

ア 警察及び厚生労働省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する財政援助の充実を図るとともに、これらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の支援を行う。また、警察庁において、民間の団体における財政基盤確立の好事例に関する情報提供に努める。【警察庁、厚生労働省】

【施策番号243】

イ 法務省、文部科学省及び国土交通省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の支援を行う。【法務省、文部科学省、国土交通省】

- (2) 預保納付金の活用

【施策番号244】

振り込め詐欺等の被害金を原資としている預保納付金については、振り込め詐欺被害の減少に伴い減少が見込まれるところではあるが、そうした状況の中でも、引き続き、犯罪被害者等の子供への奨学金事業及び犯罪被害者等支援団体への助成事業を実施する。【金融庁、財務省、警察庁】（再掲：第1-2（18））

5. 第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定）

(3) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等

【施策番号245】

警察庁において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が開催するシンポジウムや講演会について、その意義や趣旨に賛同できるものについては、その効果の波及性等も踏まえつつ後援する。また、シンポジウム等の開催について、地方公共団体をはじめとする公的機関に対して周知するとともに、SNS等の様々な媒体を活用して広く一般に広報するなどして、民間の団体の活動を支援する。さらに、関係府省庁及び地方公共団体向けに配信している「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」を、希望する民間の団体に対しても配信するなど、関係府省庁や民間の団体等における犯罪被害者等のための新たな制度や取組について情報提供を行う。加えて、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携・協力の充実・強化を働き掛け、地域における途切れることのない支援を促進する。【警察庁】

(4) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に関する広報等

【施策番号246】

警察庁において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、SNS等の様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や当該状況を踏まえた施策の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の意義・活動等について広報する。【警察庁】（再掲：第5-1（269））

(5) 寄附税制の活用促進と特定非営利活動促進法の円滑な施行

【施策番号247】

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）を所管する内閣府において、令和2年度税制改正をはじめとする累次の税制改正により拡充されている特定非営利活動法人に関する寄附税制の活用促進や同法の円滑な施行に努める。また、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人

等も含め、全国の特定非営利活動法人の情報を検索できるウェブサイトの管理・運用を行うなど、市民活動に関する情報提供に努める。【内閣府】

(6) 警察における民間の団体との連携・協力の強化

【施策番号248】

警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、公益社団法人全国被害者支援ネットワークをはじめとする犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携の一層の強化を図るとともに、これらの団体による支援の充実を図るための指導・助言を行う。【警察庁】

(7) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導

【施策番号249】

都道府県公安委員会において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体に対し、改善命令をはじめとする指導を行う。また、その他の民間被害者支援団体に対しても、適切な支援活動が行われるよう、その運営及び活動に協力する。【警察庁】

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

(1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

【施策番号250】

文部科学省において、引き続き、学習指導要領に基づき、生命の尊さについて理解し、かけがえのない生命を尊重するための教育を推進する。【文部科学省】

(2) 学校における犯罪被害者等の人権問題を含めた人権教育の推進

【施策番号251】

文部科学省において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の

推進に努める。【文部科学省】

(3) 学校における犯罪被害者等に関する学習の充実

【施策番号252】

文部科学省において、警察等の関係機関と連携し、非行防止教室等における犯罪被害者等に関する学習の充実を図る。【文部科学省】

(4) 子供への暴力抑止のための参加型学習への取組

【施策番号253】

文部科学省において、子供がいじめ・虐待・暴力行為等の被害に遭ったことを認識し、かつその対応について主体的に学ぶことができるようにするため、教育委員会に対し、地域の実情に応じた取組がなされるよう促す。【文部科学省】

(5) 性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進

【施策番号254】

文部科学省において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）に基づき、生命の尊さを学び生命を大切にす教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育を一層推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、幼児期からの子供の発達段階に配慮した教育の充実を図る。【文部科学省】

(6) 家庭における生命の教育への支援の推進

【施策番号255】

文部科学省において、各地域で実施している、生命の大切さを実感させる意義等を学ぶ保護者向け学習プログラムをはじめとした様々な家庭教育に関する情報をウェブサイトを通じて提供するなど、地域における家庭教育支援を推進する。【文部科学省】

(7) 犯罪被害者等による講演会の実施

【施策番号256】

警察において、教育委員会等の関係機関と連携し、講演会「命の大切さを学ぶ教室」や「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力

への意識の醸成等に努める。また、広く国民の参加を募り犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努める。【警察庁、文部科学省】

(8) 生命・身体・自由等の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

【施策番号257】

法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させることを通じ、他者の生命・身体・自由等を傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、法教育推進協議会を通じた取組の推進に努める。【法務省】

(9) 犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動の実施

【施策番号258】

警察庁において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間」（毎年11月25日から12月1日まで）を設定し、当該週間に合わせて広報啓発活動を集中的に実施する。また、犯罪被害者等の参加・協力を得て、地方公共団体に対し、当該週間を中心に犯罪被害者等への理解の増進を図るための広報啓発活動を実施するよう要請する。【警察庁】

(10) 犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発活動の実施

【施策番号259】

警察庁において、関係府省庁のほか、犯罪被害者等支援に関わりの深い医療、福祉、教育及び法曹関係の職能団体等の協力を得て、当該団体等に属する者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性等に関する広報啓発活動を積極的に実施し、その理解の増進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。【警察庁】

(11) 国民に対する効果的な広報啓発活動の実施

【施策番号260】

警察庁において、広く国民各層に犯罪被害者等支援に対する関心を持ってもらうため、シンボルマーク等の普及やウェブサイト・SNS等の活用といった広報の手法や媒体の多様化に努め、効果的な広報を行う。また、犯罪被害者等支援に関する標語を広く募集するなど、国民が犯罪被害者等支援について考える機会を提供し、その理解促進を図る。さらに、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性等についての理解・関心を深めるため、学校や民間企業等から幅広く協力を得るなどし、一層充実した啓発活動を推進する。【警察庁】

(12) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

【施策番号261】

関係府省庁において、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童及び障害者をはじめ、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、研修やシンポジウム等の様々な機会を通じて、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、その理解促進を図り、犯罪被害者等を社会全体で支える気運の醸成に努める。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】（再掲：第4-1（227））

(13) 犯罪被害者等支援のための情報提供

【施策番号262】

内閣府において、配偶者等からの暴力事案等の被害者に対する支援情報等をウェブサイト等で提供する。【内閣府】

(14) 若年層に対する広報啓発活動

【施策番号263】

内閣府において、毎年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」中に、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用し、性暴力の加害者にも被害者にもならないための広報啓発活動を効果的に展開する。【内閣府】

(15) SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の強化

【施策番号264】

総務省において、関係府省庁と連携し、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動を強化する。【総務省】（再掲：第4-1（194））

(16) 犯罪被害者等施策の関係する特定の期間における広報啓発活動の実施

【施策番号265】

ア 内閣府において、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するため、関係省庁、地方公共団体、女性団体その他の関係機関・団体等と連携・協力し、広報啓発活動を実施する。【内閣府】

【施策番号266】

イ 内閣府において、「全国交通安全運動」の期間を中心に、交通事故被害者等の理解と協力を得つつ、広報啓発活動が実施されるよう努める。【内閣府】

【施策番号267】

ウ 法務省において、「人権週間」（毎年12月4日から同月10日まで）を中心に、様々な広報媒体を活用し、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を求めため、啓発冊子の配布等の広報啓発活動を実施する。【法務省】

【施策番号268】

エ 厚生労働省において、体罰によらない子育てや児童虐待の範囲、現状及びその防止に向けた取組を広く国民に周知するため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」に、ポスターの作成、全国フォーラムの開催等の集中的な広報啓発活動を実施する。【厚生労働省】

- (17) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

【施策番号269】

ア 警察庁において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、SNS等の様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や当該状況を踏まえた施策の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の意義・活動等について広報する。【警察庁】（再掲：第4-3（246））

【施策番号270】

イ 警察庁において、民間被害者支援団体等と連携し、報道発表、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている状況や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を推進するよう、都道府県警察を指導する。【警察庁】

【施策番号271】

ウ 警察庁において、広報啓発用のパンフレット「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者等施策の掲載等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理解の増進に努める。【警察庁】

【施策番号272】

エ 警察庁において、スマートフォン等からアクセス可能な媒体等の様々な広報媒体を活用し、少年の犯罪被害の防止等に向けた情報提供に努める。【警察庁】

- (18) 調査研究結果の公表等を通じた犯罪被害者等が置かれた状況についての国民の理解の増進

【施策番号273】

関係府省庁において、諸外国における犯罪被害者等施策を含め、犯罪被害者等に関する調査研究を実施した場合には、当該調査研究の結果の公表等を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況についての理解を増進するための広報啓発活動に活用する。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

- (19) 犯罪被害者等に関する情報の保護

【施策番号274】

警察による被害者の実名発表・匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。【警察庁】（再掲：第2-2（89））

- (20) 犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

【施策番号275】

警察において、犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮した上で、ウェブサイト等に性犯罪を含む身近な犯罪の発生状況を掲載するなどして、地域住民に対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となり得るような情報提供に努める。【警察庁】

- (21) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解の増進

【施策番号276】

ア 警察において、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子・パンフレット等を作成し交通安全講習会で配布することや、交通安全の集い等で交通事故被害者等の講演を実施することを通じ、交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する国民の理解の増進に努める。【警察庁】

【施策番号277】

イ 警察において、都道府県警察等による運転者等に対する各種講習の中で、交通事故被害者等の切実な声が反映されたビデオ、手記等の活用や交通事故被害者等の講話等により、交通事故被害者等の声を反映した講習を実施する。【警察庁】

- (22) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

【施策番号278】

警察において、国民に対し、交通事故の実態

やその悲惨さについての理解の増進が十分に図られるよう、事故類型、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等について周知する。【警察庁】

(23) 交通事故統計データの充実

【施策番号279】

警察庁において、交通事故被害者に関する統計データの犯罪被害者白書への掲載の充実を図る。【警察庁】

- * 1 各大学のカリキュラム改革に資するよう、平成13年3月に文部科学省の「医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議」において、全ての医学生が卒業までに最低限習得すべき教育内容をガイドラインとして示したもの。
- * 2 救急現場から医療機関に搬送されるまでの間において救急救命士等が行う救急医療活動について、医師による指示・指導・助言、事後検証等を行い、その質を保障する体制。